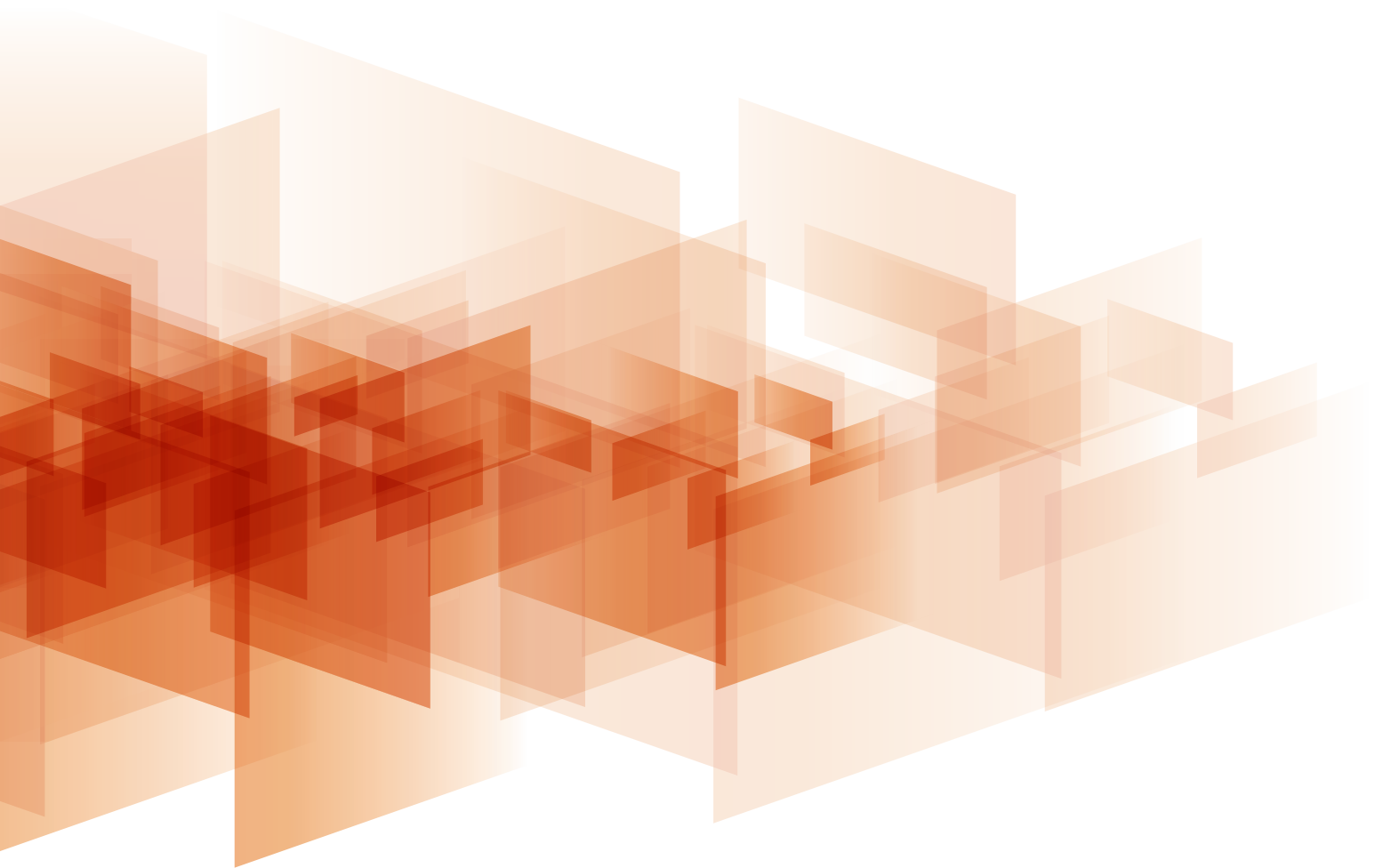


ODA評価

年次報告書 2024



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

目 次

❖ ODA 評価とは？	03
❖ 2023 年度外務省 ODA 評価のまとめ	05
開発の視点からの評価	05
外交の視点からの評価	07
提言・教訓	07
コラム 「ODA 広報の強化」に関する提言と取組	08
❖ 2023 年度外務省 ODA 評価結果	13
タイ国別評価	13
バングラデシュ国別評価	15
エジプト国別評価	17
難民及び難民受入れ国支援の評価	19
「平成 26 年度対ヨルダン無償資金協力 （地方産機材ノン・プロジェクト無償資金協力）の評価	21
「平成 28 年度対ヨルダン無償資金協力（経済社会開発計画）」の評価	23

 ODA に関するその他の評価	25
政策評価法に基づく評価	25
各省庁による評価	25
国際協力機構（JICA）による評価	26
被援助国政府・機関などによる評価	26
ODA 評価ワークショップ	26

 外務省 ODA 評価結果フォローアップ	27
2023 年度提言への対応策	27
2022 年度提言への対応策の実施状況	31

 編集後記	34
--	----

 関連ウェブサイト	35
--	----

ODA 評価とは？

ODA 評価は、日本政府が国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献することを目的として行う「政府開発援助（ODA: Official Development Assistance）」の実施状況とその効果を確認・分析する作業です。

ODA 評価の目的は 2 つあります。1 つは、ODA の実施状況や効果の検証から得られた提言や教訓を ODA 政策策定や案件形成・実施監理にフィードバックすることで、ODA をより効果的かつ効率的なものとして管理・改善することです。もう 1 つは、評価結果を公表することで、国民への説明責任を果たすとともに、ODA に対する国民の理解を促進し、その支持を高めることです。2023 年 6 月に改定された開発協力大綱でも、ODA 評価について、「協力の効果・効率性の最大限の向上に加え、国民への説明責任を果たす観点からも重要であることを踏まえ、（中略）適切に評価を行う」と謳われています。

日本の ODA 評価は、2002 年に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（政策評価法）に先立つ 1975 年から着実に実施されており、経済協力開発機構開発援助委員会（OECD/DAC）をはじめとする国際的な ODA 関連機関による評価基準や実践を踏まえ、その方法を発展させてきました。

この年次報告書は、政策評価法に基づく評価とは別に、外務省大臣官房 ODA 評価室が独自に実施する ODA 評価（第三者評価）を扱っています。

実施体制

日本の ODA は、外務省が政策を企画・立案し、主に独立行政法人国際協力機構（JICA）が個別案件の事業実施を担っています。ODA の評価についても、外務省と JICA が相互に連携しながら役割を分担して実施しています。

現在、外務省は、主に ODA 政策面を対象とした評価を外部の有識者などに委託する第三者評価の形で実施しています。一方、JICA は、実施監理を担う個別案件の事業を対象とした評価を中心に実施しています。

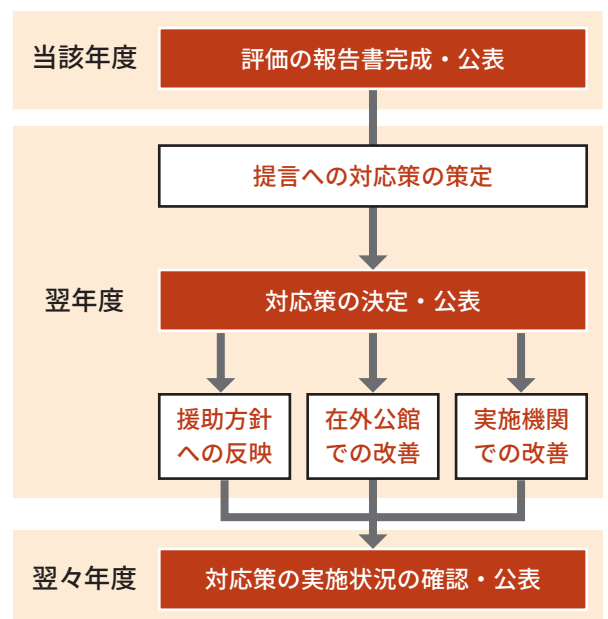
また、外務省は、開発途上国の評価能力向上を目的とした支援も実施しています。

ODA 評価結果の活用

ODA 評価により得られた結果及び提言は、ODA 政策の企画・立案を担当する外務省や、個別案件の事業実施を担当する JICA などの関係者に真摯に受け止められ、将来の ODA 政策の企画・立案及び事業の実施監理に活用されることが重要です。

このため、評価終了時には、評価者が直接外務省関係者に対して、評価結果と提言を報告します。評価実施の翌年度には、外務省と JICA が連携し、提言を受けて具体的にどのように対応していくかという「対応策」を策定しています。また、評価実施から 2 年後には、対応策がどのように実現されたかを確認し、いずれの内容もこの年次報告書の中で公表しています。

これらを通じ、外務省は、ODA 評価の目的である「ODA の管理・改善」と「国民への説明責任」を果たしています。



評価対象

外務省が実施する ODA 評価（第三者評価）は、個別の国・地域に対する ODA 政策を評価する「国別・地域別評価」と、教育、保健、環境等の開発課題に対する ODA 事業や、技術協力、無償資金協力等の協力形態（スキーム）による ODA 事業を評価する「課題・スキーム別評価」に分類されます。

また、2017 年度からは、外務省が実施する無償資金協力のうち供与限度額が 10 億円以上の個別案件を対象とした評価も、第三者評価の形で実施しています。なお、供与限度額 2 億円以上 10 億円未満の個別事業については内部評価を実施しています。

< ODA 個別評価報告（内部評価） >

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/ODA/page24_000056.html

さらに、2021 年度からは、日本 NGO 連携無償資金協力によって実施された個別案件も対象に、外務省が第三者評価を実施しています。

< 日本 NGO 連携無償資金協力第三者評価 >

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/j_ngo_musho.html

評価の視点／評価基準

外務省による ODA 評価（第三者評価）は、被援助国の経済社会開発にどの程度役立っているか（開発の視点）に加え、評価対象である ODA 政策が日本の国益にとってどのような利益をもたらしているか（外交の視点）という視点から評価を行っています。評価基準は以下のとおりです。

1 開発の視点からの評価

国際的に認知されている経済協力開発機構開発援助委員会 (OECD/DAC) の設ける 6 つの評価基準（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を踏まえ、日本の ODA 政策を評価するのにふさわしい以下の評価基準を設けています。また、それぞれの評価基準ごとに具体的な検証項目を設定しています。

政策の妥当性

日本の上位政策や、被援助国のニーズ、国際的な優先課題と合致していたか、また、他国と比較して日本が優位性を持つ内容であったか、など。

結果の有効性

当初の目標・目的がどの程度計画どおりに達成され、具体的にどのような効果があったか、など。

プロセスの適切性

ODA 政策を企画・立案・実施するプロセスや実施体制は適切であったか、他ドナー国・機関、NGO 等との効果的な連携は行われていたか、など。

2 外交の視点からの評価

外交的な重要性

国際的な優先課題の解決、二国間関係の強化、日本の安全・繁栄などにとってどのような点で重要であったか。

外交的な波及効果

国際社会における日本のプレゼンス向上、二国間関係の強化、日本の安全・繁栄などにどのように貢献したか。

ODA 評価ガイドラインとハンドブック

外務省は、外務省が実施する ODA 評価の指針として「ODA 評価ガイドライン」と具体的な評価実施の流れや手法について記載した「ODA 評価ハンドブック」を作成しています。これらは、主に ODA 評価の実務に役立てることを目的に作成していますが、ODA やその評価に関心のある方々にとっても有益な情報を掲載しています。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka/siryo_3_a.html

2023 年度外務省 ODA 評価のまとめ

2023 年度は、国別評価 3 件（タイ、バングラデシュ、エジプト）、課題別評価として「難民及び難民受入れ国支援の評価」、外務省が実施する無償資金協力個別案件の評価 2 件（2014 年度対ヨルダン無償資金協力「地方産機材ノン・プロジェクト無償資金協力」及び 2016 年度対ヨルダン無償資金協力「経済社会開発計画」）の計 6 件の第三者評価を実施しました。

開発の視点からの評価

政策レベルの評価（国別評価 3 件及び課題別評価 1 件）の評価結果

●政策の妥当性

国別評価の評価対象国に対する我が国の開発協力政策は、いずれの国も我が国の上位政策や相手国の開発政策・ニーズ及び国際的な優先課題に整合しており、また、我が国の比較優位性をいかした支援が実施されていることが確認され、タイ及びバングラデシュは「極めて高い」、エジプトは「高い」と評価されました。

課題別評価でも、難民支援関連政策は我が国の上位政策や現場のニーズ、国際的な優先課題と整合しており、被援助国政府に受け入れられる形で政策の現実的な実施が図られ、日本の優位性がいかされており、政策の妥当性は「高い」と評価されました。

●結果の有効性

国別評価では各国とも支援実績（インプット）は適切に投入されたことが確認されました。タイ及びバングラデシュではインフラ分野など複数の分野で大きな成果・貢献が確認され、評価結果はそれぞれ「極めて高い」、「高い」となりました。エジプトでは、一部効果が発現しているものの新型コロナなどの影響で事業実施に遅延が生じており、「一部課題がある」と評価されました。

課題別評価では、我が国が国際会議で表明した主なインプットが達成され、個別事業でもおおむねアウトプットが達成されたことから「高い」と評価された一方、国際社会全体の支援不足や、人道・開発・平和の連携（ネクサス）の一環として、紛争の解決や帰還に向けた支援の必要性が指摘されました。

●プロセスの適切性

国別評価の各国において、政策策定プロセスに加えて、相手国ニーズの把握、モニタリングや広報などの政策実施プロセス及び援助実施体制のいずれも適切であったことが確認されました。タイではソーシャルメディアを活用した積極的な広報や ODA が民間企業や自治体との共同事業に発展するケースなどもあり、「極めて高い」と評価されました。バングラデシュでは他ドナー、国際機関、民間、NGO など多様な援助主体との連携が取れており、エジプトでも開発に関わる他のアクターとの協調・連携が見られ、それぞれ「高い」と評価されました。

課題別評価では、緊急支援時に迅速に対応できる仕組みの構築や多様な機関との連携など、政策の策定・実施プロセスはおおむね適切であったものの、外務省本省では、難民支援を担当する部署が複数に分かれ、被援助国の難民支援全体を見据えた協議が十分行われておらず、JICA や NGO の案件形成と国際機関を通じた人道支援案件形成が別個になされており、国際機関案件のモニタリング・情報公開が不十分であることなどから、「一部課題がある」と評価されました。

無償資金協力個別案件 2 件（地方産機材、経済社会開発計画）の評価結果

●計画の妥当性

2014 年度案件はヨルダン政府のニーズ、日本政府の外交政策及び開発協力政策と整合し、東日本大震災から 3 年後の当時、我が国の地方で生産された機材を供与する無償資金協力として採択されたことは妥当であったこと、2016 年度案件は、ヨルダン国内におけるテロ事件発生件数が過去最多の年に計画され、治安対策に関するヨルダン政府の開発計画やニーズに整合しており、日本の中東外交及び対ヨルダン開発協力政策にも合致し、機動性や迅速性を特徴とする経済社会開発計画を採択したことは妥当であったことから、いずれの案件も「高い」という結果となりました。

●結果の有効性

2014 年度案件では、要請機材の納入後も機材の適切な使用と維持・保守管理のための取組が見られた一方、引渡し式が実施されず、現地における日本の地方産機材のプロモーションには一部課題が見られ、「高い」と評価されました。2016 年度案件では、本案件に続いて日本の ODA 事業を通じた国境検問所への治安対策機材の導入が継続的に実施されていることなどから、「高い」と評価されました。

評価案件	開発の視点からの評価レーティング		
	政策の妥当性（注 1） 計画の妥当性（注 2）	結果の有効性	プロセスの適切性
タイ国別評価	極めて高い	極めて高い	極めて高い
バングラデシュ国別評価	極めて高い	高い	高い
エジプト国別評価	高い	一部課題がある	高い
難民及び難民受入れ国支援の評価	高い	高い	一部課題がある
2014 年度対ヨルダン無償資金協力「地方産機材ノン・プロジェクト無償資金協力」の評価	高い	高い	
2016 年度対ヨルダン無償資金協力「経済社会開発計画」の評価	高い	高い	

※レーティング基準

- 極めて高い：
- 高い：
- 一部課題がある：
- 低い：
- 全ての検証項目で極めて高い評価結果であった。
- ほぼ全ての検証項目で高い評価結果であった。
- 複数の検証項目で高い評価結果であった一方、一部改善すべき課題が確認された。
- 複数の検証項目で低い評価結果であった。

（注 1）政策レベルの評価の場合

（注 2）プロジェクトレベルの評価の場合。なお、令和 2 年度に実施した「外務省が実施する二国間無償資金協力個別案件の評価についての分析・評価手法の分析」の結果を踏まえ、令和 3 年度から、開発の視点と外交の視点とを統合し、「外交的な重要性」にかかる検証項目は「計画の妥当性」に、「外交的な波及効果」にかかる検証項目は「結果の有効性」に含めている。

▶ 外交の視点からの評価

2023 年度の国別評価においては、評価対象国それぞれの地政学的重要性に加えて、我が国の支援によるタイとバングラデシュの発展への貢献や、地域の安定にとってのエジプトの安定の重要性などの**外交的な重要性**が確認されました。また、いずれの国でも我が国の開発協力による友好関係の維持・促進や日本への親近感醸成への寄与が確認されたほか、タイでは第三国研修を通じた周辺国への援助、バングラデシュでは日本の平和・安全及び日本国民の安全確保への貢献などの**外交的な波及効果**も確認されました。

課題別評価でも、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」推進への貢献などの**外交的な重要性**や、日本のプレゼンスや好感度の向上といった**外交的な波及効果**が確認されました。

▶ 提言・教訓

2023 年度に実施した 6 件の ODA 評価の結果を踏まえた提言が出されました。それらのうち、複数の案件に共通する提言、また、他案件へも適用が可能な提言・教訓は以下のとおりです。

複数の評価案件に共通する提言

● 広報・情報公開の改善

複数の案件で、広報・情報公開の在り方の改善について提言されました。エジプト国別評価と課題別評価では、国際機関を通じた支援を含め、我が国の協力の案件間やスキーム間の関係について広報・情報公開を強化する必要性が共通して指摘されました。

● 柔軟性のある制度運用

課題別評価では、人道支援と開発支援の双方のスキームにおける迅速性・柔軟性のある制度運用について、エジプト国別評価では、円借款の本邦技術活用条件（STEP）制度の運用の柔軟性向上について提言されました。

他への適用が見込まれる提言

● PDCA サイクルに基づく ODA の実施

バングラデシュ国別評価では、プログラムの計画段階における分野ごとのセオリーオブチェンジ（TOC）の作成や指標の策定を含むプログラムの評価の導入が提案されました。2014 年度対ヨルダン無償資金協力の評価では、案件の内容に関する特に重大な決定や変更については合意内容などの文書記録と保存期間の見直しを行い、後に教訓をいかすことが重要との指摘がありました。

● 連携のための体制整備

課題別評価では、人道・開発・平和の連携（ネクサス）の強化に向けた多様なアクター間の連携及びそのための体制整備として、現地、外務本省の両レベルにおける体制づくりについて具体的な提言がなされました。

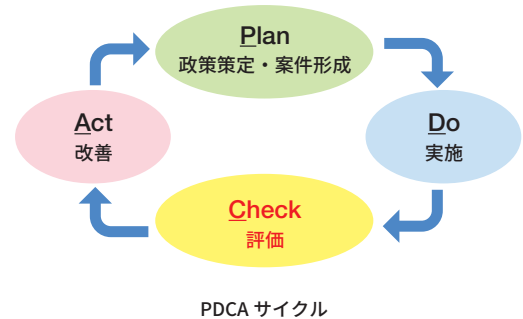
コラム

「ODA 広報の強化」に関する提言と取組

外務省が 2022 年度に実施した「[過去の ODA 評価案件（2015～2021 年度）のレビュー](#)」において、評価対象の報告書から抽出された提言・教訓数の第 4 位は、「情報公開、国民及び国際社会の理解促進」に関するものであり、そのうち 8 割強が ODA 広報の強化に関わるものであることが確認されました¹。特に日本の特定分野に関する ODA の実績・成果や比較優位性が相手国や他ドナーに十分認知されていないことが指摘されており、本書 p. 27-31 に掲載された 2022 年度及び 2023 年度 ODA 評価実施案件のうち、計 6 件でも広報・情報公開に関する提言がなされました。

2023 年 6 月に改定された[開発協力大綱](#)は、開発協力の実施には、国民の理解と支持が不可欠であると述べ、開発協力の実施状況や評価等に関する情報を幅広く、迅速に十分な透明性をもって公開するとともに、開発途上国を含めた国際社会において、日本の開発協力とその成果の認知度・理解度を高めるための海外広報に積極的に取り組むこととしています。

ODA 評価は、ODA の PDCA サイクルにおいて C（チェック）に該当し、その結果を外務省や JICA が政策決定や案件形成に反映し、改善につなげていきます。本コラムでは、ODA 広報の強化に関する第三者評価による提言や教訓に対し、どのような対応・取組がなされてきたかを概観します。



1. 国内に向けた広報・情報公開の必要性

2023 年度の ODA 評価では、広報・情報公開の在り方について、「一般国民の目線に立って、日本がエジプトに対してどのような支援をなぜ行っているのか、国民が関心を寄せるプロジェクトを取り上げ、円借款・無償資金協力・技術協力などスキーム間の相互のつながりを分かりやすく発信すべきである」（「[エジプト国別評価](#)」）との指摘や、「ODA による難民支援に対する国民の理解促進に加え、民間資金を呼び込むうえでも、国際機関を通じた支援や他の協力との関係を含む、日本の取組の全体像を分かりやすく広報すべき」（「[難民及び難民受入れ国支援の評価](#)」）との提言がなされました。

過去にも、「中東外交での枠組み、難民支援や人道支援を含む人間の安全保障に関する取組、ヨルダンとの二国間関係の歴史など、全体像と関連付けたストーリー性のある、効果的かつ魅力ある広報展開が望まれる」²、「ODA の透明性を確保し、国民の理解を促進していくためにも、より積極的にプロジェクトに関する情報を発信すべき」³といった提言が出されました。

また特に、外務省が実施する無償資金協力「[経済社会開発計画](#)」は、支援の目的や内容がわかりづらいとの指摘を繰り返し受けてきました。⁴

このような提言を受けて、[エジプト](#)への開発協力については、外務省及び JICA の ODA ホームページやソーシャルメディア等を活用し、エジプトの円借款・無償資金協力・技術協力など、複数のスキーム間の案件の相互のつながりを意識し、一般国民にわかりやすい発信・広報に努めることとしています。

また、「[難民及び難民受入れ国支援](#)」に関しては、国際機関や日本の NGO、企業や地方自治体等と連携しつつ、日本の難民支援について広報に努めていきます。JICA では開発を通じた難民支援に関するパンフレット（日本語・英語）を作成しており、周知に努めるほか、民間企業や NGO との意見交換の機会も強化する予定です。

1 [令和 4（2022）年度「過去の ODA 評価案件（2015-2021 年度）のレビュー」](#)

2 [令和 2（2020）年度「平成 27 年度ヨルダンに対する経済社会開発計画の評価」](#)

3 [令和 3（2021）年度「平成 29 年度対スリランカ無償資金協力（経済社会開発計画）の評価」](#)

4 [令和 2（2020）年度「平成 29 年度モザンビークに対する経済社会開発計画の評価」](#)、[令和元（2019）年度「フィリピン国別評価」](#)、[令和元（2019）年度「平成 25 年度ベルーに対するノンプロジェクト無償資金協力の評価」](#)

既になされている取組としては、**ルワンダ**では、国際機関拠出金の案件に係る引き渡し式の様子や草の根・人間の安全保障無償資金協力の案件内容など、日本の対ルワンダ ODA に関する情報について在ルワンダ日本国大使館ホームページに掲載しています。

ヨルダンでは、個別案件の広報において、中東地域の安定のために重要な役割を果たし、困難がある中で経済的・社会的な課題に真剣に取り組んできたヨルダンを支持するとともに、責任ある国際社会の一員としての我が国の難民支援や人道支援の在り方を積極的にアピールする内容となるように努め、国民の理解が深まる広報に努めています。

ラオスへの開発協力についても、国内広報において、事業概要のみならず、インタビュー等を通じて事業に従事する「人」や背景を含めたストーリーを伝えるよう留意した構成としています。さらに、2025 年が日・ラオス外交樹立 70 周年であるため、この機会を捉え、JICA 海外協力隊の活動を含め、これまでの事業と事業の効果が伝わるよう、JICA のホームページやソーシャルメディアでの投稿、また、セミナー等を有機的に組み合わせた広報を行う予定です。

外務省が実施する無償資金協力「**経済社会開発計画**」については、提言を受け、**ペルー**では、経済社会開発計画を実施する際に、報道発表資料において、事業の目的、背景、事業内容、供与対象、金額などを記載しています。

モザンビークでは、案件の意義・重要性を可能な範囲で具体的に大使館のプレスリリースに記述するよう努めています。

「経済社会開発計画」については、開発協力適正会議等においても、スキーム名だけでは内容がわかりづらいと指摘いただいていた。外務省では、毎年発行する国際協力参考資料集の 2019 年度版(2020 年 7 月公表)以降、案件一覧において、「経済社会開発計画」の後に「～のための協力」と追記して括弧で内容に関する情報を加えるようになり、報道発表資料等においては、上記のような在外公館の例をはじめとして、事業の目的、背景、事業内容、供与対象、金額等を記載するなど改善のための努力をしています。

2. 現地での広報強化の必要性

ODA 評価を通じて、相手国の政府機関や他のドナー機関から、日本の ODA の広報活動について、「もう少し前面に出ても良いのではないか。」⁵、「日本は良いことをやっているが広報が十分ではない」⁶という声が聞かれています。また、2023 年度の「**エジプト国別評価**」と「**難民及び難民受入れ国支援の評価**」では、国際機関を通じた支援を含め、ODA 案件間、協力スキーム間の関係について広報・情報公開を強化する必要性が共通して指摘され、2022 年度「**ラオス国別評価**」と 2023 年度「**タイ国別評価**」では、日本の援助事業の成果を外交力として活用すべく、「ODA 成果を外交力とするための広報戦略（インド太平洋地域版）」や「ODA 広報ガイドラインを策定（広報予算、専門家の配置を含む）」することが提案されました。

こうした提言を受け、**トルコ**では、大使館員の現地テレビ番組での ODA 案件に関する発言、交換公文の署名式、大使の ODA 案件の実施後サイト訪問など各種 ODA 案件の節目にソーシャルメディアを活用した広報を実施しているほか、2023 年 2 月に発生したトルコ南東部地震に係る日本の支援をまとめた動画を作成し、震災 1 周年を契機にソーシャルメディアに投稿するなど、広報活動を継続・強化しています。また、2024 年は日トルコ外交関係樹立 100 周年であり、これまでの ODA での取組の理解を促す視察ツアー（プレスツアー）の実施を予定しています。

ラオスでは、経済協力関係の行事には可能な限り日本側ハイレベルの出席に努めるとともに、大使及び大使館員・職員が挨拶の際にラオス語で直接語りかけるなど、行事参加者やメディア視聴者等にインパクトのある、より国民に受け入れ易い広報となるよう、質の向上に向けて工夫しながら取り組んでいます。

5 令和 4 (2022) 年度「トルコ国別評価」

6 令和 4 (2022) 年度「ラオス国別評価」

予算の制約はありますが⁷、外務省では、各在外公館が年間の広報計画を立てる際に、各国での効果的な広報活動の好事例を掲載した資料を参照できるようにしています。

また、**ソーシャルメディアを活用した広報の重要性**が増しており、インフルエンサーによる発信が重要になっているという指摘や、⁸ ソーシャルメディアの利用、プレスツアーなどをさらに効率的、効果的に活用し、広報活動を強化することが望まれるとの提言⁹ がなされています。さらに、日本国民の声が、政府や援助関係者だけでなく、相手国の一般市民にまで伝わるよう、ソーシャルメディアを活用した双方向外交を展開することや、¹⁰ 若年層も含めた幅広い年齢層に届くようソーシャルメディアを使い、課題ごとに成果をまとめて広報し、よりインパクトのある広報を実施すべきことも指摘されました。¹¹

ソーシャルメディアを活用した広報の事例として、**バングラデシュ**では、**2021 年度に実施したプレスツアー**に、視察対象である都市高速鉄道（メトロ）6 号線（技術協力事業）の試験走行を自身のソーシャルメディアに投稿していた人気クリケット選手を招待したところ、同選手が Facebook に掲載した記事は、投稿翌日には 35,000 「いいね!」、8 日後には 45,000 「いいね!」と 679 コメントを集めました。

タイでは、日本に留学経験のあるタイ人ユーチューバーを KOSEN プロジェクト（「産業人材育成事業」（円借款）を通じ、日本の高等専門学校同様の教育システムを導入する事業）の視察に招待したところ、その後 Facebook に投稿された動画は、「いいね!」53,000 件、シェア 11,000 回、再生回数 167 万回（2024 年 6 月 10 日現在）を数え、タイの若年層の注目を集めました。



「タイ国別評価報告書」別冊より

7 2022 年度に ODA を実施した国・地域が 149 カ国（『2023 年版開発協力白書』図表 IV 二国間政府開発援助の地域別実績（2022 年）より）であるのに対し、ODA の海外広報費の実績は約 900 万円（R5 年度行政事業レビューシート 0312 在外公館広報活動基盤整備費）。

8 令和 5（2023）年度「タイ国別評価」

9 令和 4（2022）年度「トルコ国別評価」

10 令和 3（2021）年度「マラウイ国別評価」

11 平成 30（2018）年度「コスタリカ・ニカラグア国別評価」

マラウイでは、対日理解の促進、知日層の発掘、更には親日層の醸成を目的とした ODA 広報に取り組んでいます。2023 年度は、特集記事を含む月 4 本以上の記事を執筆し、テレビ、ラジオ、オンラインメディア等を活用して、63 件の情報を発信しました。在マラウイ日本国大使館の Facebook アカウントで「リロングウェ市幹線道路改修計画」を取り上げた際には、「いいね！」1000 件、コメント 240 件の反響がありました。



海外広報については、各在外公館でのソーシャルメディアを通じた発信に加え、外務省の予算で、①プレスツアー、②イベント時等に置く自立式のバナーやパンフレットの作成、③ Facebook ページへの宣伝広告掲載、④動画作成（場合により英語・現地語訳も）等を行っている。

このように、各国にある日本の在外公館では、大使や総領事といった館長、経済協力を担当する部署、あるいは日本全般に関する広報を担当する部署が、ODA に関する事業の関連情報を [各公館のホームページ](#)や [Facebook](#)、[X（旧ツイッター）](#)、[Instagram](#) 等で発信しています。

日本製機材のプロモーションや日本企業の海外展開支援を目的の一つとする「**経済社会開発計画**」（旧ノン・プロジェクト無償）については、上記 1 でも前述しましたが、海外広報に関しても、日本の支援に関する効果的な広報の実施が重要であるとの提言や、¹² 今後、日本製品の普及促進を図る無償事業を実施するに当たって、現地側の業界団体に対する情報発信や日系社会を通じた宣伝効果の活用などの対応を検討すべきとの提言がなされています。¹³ 一方、「経済社会開発計画」は、日本企業から好意的に受け止められており、戦略的に活用すれば、日本企業の海外展開を支援する有用なツールとなり得るとの教訓も得ています。¹⁴

こうした提言を受けて、2023 年 2 月に**スリランカ**において開催した、無償資金協力（経済社会開発計画）の引渡し式は、大使館やスリランカ港湾・海運及び航空省、スリランカ港湾局がソーシャルメディアやホームページにより積極的に情報発信し、報道でも大きく取り上げられ、当事業について広く国民に周知されました。

12 [令和 5（2023）年度「平成 26 年度対ヨルダン無償資金協力（地方産機材ノン・プロジェクト無償資金協力）」の評価](#)

13 [令和元（2019）年度「平成 25 年度ペルーに対するノンプロジェクト無償資金協力の評価」](#)

14 [令和 3（2021）年度「平成 29 年度対スリランカ無償資金協力（経済社会開発計画）」の評価](#)

（おわりに）

開発協力の現場に詳しい評価主任の一人からは、「開発支援の現場でキラキラと活躍している日本の若者たちの『顔』が見える形で日本国内に紹介する広報も必要。」という声も上がりました。2024 年は「国際協力 70 周年」の節目の年であり、この機会を契機と捉え、外務省では、外交的にも重要な女性・平和・安全保障（WPS: Women, Peace and Security）を念頭に、国際協力の現場で活躍する日本人女性に焦点を当てたドキュメンタリー動画「紛争や混乱に揺れる国で活躍する日本人女性」を制作しました。YouTube 等含む総再生回数は公開した1月から3月までの間に計100万回以上に上り、NHK World Japan でも約160の国と地域で放送されました。



「紛争や混乱に揺れる国で活躍する日本人女性」パンフレットより

なぜ日本が他の国を支援するのか、なぜこの国を支援するのか、なぜこの分野、この事業を支援するのか、どのように支援するのか、一つひとつのストーリーがわかるような説明、情報公開を行うということは、日本・相手国双方の国民からの理解や支持を得るために大切な視点です。

「バングラデシュでは、電力セクターで日本の ODA がどう貢献しているかというプログラムの評価を実施し、同セクターでの日本の貢献が大きいと評価された。16 年前の訪問時は停電が多く、怖くてエレベーターに乗れなかったが、今回は一般市民が乗っており自分も乗ることができた。農村地帯では、一見 16 年前と同じ生活をしているように見えたが、家の中で冷蔵庫を使っていた。それは電力が安定したからこそその姿であり、日本にとって当たり前のことだが、バングラデシュでの生活の快適さの向上について、日本国内へもどうにか伝えられないかと感じた。」

2023 年度の評価主任が語られたこんなエピソードを上手に伝えられるように工夫と努力を続けてまいります。

2023年度外務省 ODA 評価結果

2023 年度に実施した国別評価 3 件、課題別評価 1 件、外務省が実施する無償資金協力個別案件の評価 2 件について、概要をご紹介します。

タイ国別評価 [\(評価報告書全文へのリンク\)](#)

評価者 (評価チーム)	評価主任：湊 直信 国際通貨研究所客員研究員 アドバイザー：藤村 学 青山学院大学教授 コンサルタント：株式会社国際開発センター
評価対象期間	2018 年度～ 2022 年度
評価実施期間	2023 年 5 月～ 2024 年 2 月
現地調査国	タイ

評価の背景・対象・目的

インドシナ半島の中心に位置し、南シナ海とインド洋の両海に面するタイは、地政学的に重要な位置を占めている。日本とタイは、政治、経済、文化など幅広い分野で緊密な関係を築いており、特に経済面において非常に強い結びつきを有し、2022 年には両国首脳間で、幅広い分野で両国関係が進展していることを踏まえ、両国関係を「包括的戦略的パートナーシップ」に格上げすることで合意し、協力を更に強化することを確認した。一方、タイは中進国入りしたものの、持続的な発展のためには、持続可能な開発目標（SDGs）に沿って、産業分野の人材育成、産業の高付加価値化を見据えた研究開発の能力強化、質の高いインフラ整備、治水・防災対策の推進及びエネルギー・環境・気候変動対策といった課題がある。また、援助国でもあるタイと、開発パートナーとして、両国の強みを活用した協力を展開することは、中進国に対する開発協力のモデル構築の観点からも効果的である。

本評価は、タイに対する近年の日本の政府開発援助（ODA）政策や重点分野に基づく支援を評価することにより、2024 年度に改定予定である対タイ国別開発協力方針の立案や実施のための提言や教訓を得ること、また、評価結果を公表し、国民への説明責任を果たすことを目的とする。

評価結果のまとめ

● 開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性

日本の対タイ ODA 政策は、タイの開発政策・開発ニーズ、日本の上位政策、国際的な優先課題とそれぞれ整合している。日本、及び主要援助国・機関は、タイを戦略的パートナーと位置付け、タイの 20 カ年国家戦略 (2018～2037 年) に従って遂行されている国家経済社会開発 5 カ年計画に沿った支援政策を策定し、「充足経済の理念に基づき、安全、繁栄、持続可能な先進国となる」という国家目標の達成を共に目指している。さらに、東南アジア諸国連合（ASEAN）、及びメコン地域において中心的役割を担っているタイにおいて、ASEAN 連結性の向上、及び地域内の格差是正に関係する支援が計画されている点から、日本の地域政策との整合性が高い。加えて、日本の長年のソフト面からハード面までの援助実績とトップドナーとして構築された信頼関係を踏まえ、タイと協力して行う第三国支援が計画された点、インフラ整備、産業人材育成、研究能力強化、環境・気候変動、社会保障などの日本が知見と経験を有する分野において事業が計画・実施された点、多様なスキーム・アクター（有償、無償、技プロ、個別専門家派遣、協力隊派遣、科学技術、研修事業、民間連携事業、日本 NGO 連携無償、草の根技術協力など）が活用された点において、日本の比較優位性を活かした政策である。以上より政策の妥当性は「極めて高い」と判断した。

(評価結果：極めて高い)

(2) 結果の有効性

援助実績（インプット）及びアウトプット（人材育成の人数やインフラの構造物など活動の結果）は計画どおりに実現したことが確認できた。いったん計画したらその計画どおりに実施されており、これが現地の援助実施機関からよく聞かれた「日本に対する高い信頼」に結びついていると肯定的に評価できる。具体的な成果（アウトカム）として、鉄道駅及び地下鉄のハード・ソフトの支援による交通輸送能力の量的・質的拡大などの成果はたいへん満足できるし、理工系人材を中心とした産業人材の育成の量的・質的な成果もたいへん満足できる。また、デジタル化などの新しい課題への対応支援も行われており、第三国研修（日本が支援してタイ援助機関が実施する周辺国向け研修）は今後ますます重要性が高まると思われる。モニタリング評価などに若干の課題はあるがほぼ満足できる。これらの成果と重要性を総合的に判断すると結果の有効性は「極めて高い」と評価できる。
(評価結果：極めて高い)

(3) プロセスの適切性

開発協力方針の内容は現在に至ってもタイ側のニーズと一致しており、タイと日本の関係機関・省庁との関係は良好である点を踏まえると、現行の援助政策の策定プロセスは適切であったと言える。援助実施プロセスに関しては、要望調査において効率性を高める工夫がなされているほか、プロジェクト実施中は合同調整委員会（JCC）を設置して定期的なモニタリング・評価を行うなど、日本とタイが協働で案件管理を行っている点は適切である。現地で訴求効果の高いソーシャルメディアを選択・活用した広報活動を積極的に行っていることも高く評価できる。また、中進国であるタイに対する ODA の特性として、ODA が民間企業や自治体との共同事業に発展するケースが確認された。タイと日本が連携する形での周辺国向けの借款事業など、新たな取組も進行中であり、中進国に対する ODA の在り方に対する示唆となり得る。したがって、実施プロセスは「極めて高い」と判断した。
(評価結果：極めて高い)

(注) レーティング：
極めて高い／高い／一部課題がある／低い

● 外交の視点からの評価

(1) 外交的な重要性

外交的な重要性という観点から、タイは、ASEAN/ メコン地域の安定や発展において中心的な役割を果たしており、日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現においても、地政学的に重要な位置にあ

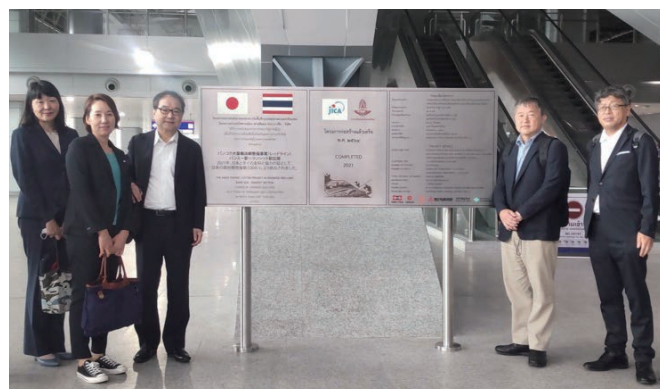
る。日本とタイは長期にわたり友好的な関係を築いており、タイ政府及び他の援助機関からは、日本の開発協力に対する高い評価が寄せられている。タイで実施される開発協力は、タイの経済社会発展のみならず、タイに進出する日本企業、ひいては日本の経済発展に貢献していると言える。このように、日本とタイの相互の協力関係を維持し、発展させることが日本の国益にとっても極めて重要であると言える。

(2) 外交的な波及効果

外交的な波及効果という観点からは、日本は第三国研修というスキームを通じ、タイを通じて周辺国への援助を実施しており、ASEAN 諸国からの参加者がタイで技術研修を受け、日本の知識や経験を習得するという波及効果が生じている。さらに、二国間関係においても、多くの要人が日本を訪れ、日本の開発協力を感謝の意を表明していることから、両国の信頼関係の強化に一定程度貢献していると言える。タイは特定の国への過度な依存を避け、バランスを保つ外交姿勢をとっているが、重要な局面では日本を頼る傾向があることが指摘されている。このように、日本の開発協力がタイや周辺国にも波及効果をもたらし、タイと日本の友好関係の維持に貢献している。

評価結果に基づく提言

- (1) 新興ドナーとなる中進国支援の新しい在り方を検討する。
- (2) 広報の在り方を改善する。
- (3) 第三国研修のモニタリング評価を改善する。
- (4) タイへの今後の開発協力の方向性：より良いガバナンス実現に向けた支援を強化する。



日本の支援で建設されたバンスー中央駅。ODA で建設されたことを示すプレートが構内に掲示されている。

バングラデシュ国別評価 [\(評価報告書全文へのリンク\)](#)

評価者 (評価チーム)	評価主任：西野 桂子 関西学院大学総合政策学部総合政策研究科教授 アドバイザー：池田 恵子 静岡大学グローバル共創科学部教授 コンサルタント：アイ・シー・ネット株式会社
評価対象期間	2018 年度～ 2022 年度
評価実施期間	2023 年 4 月～ 2024 年 2 月
現地調査国	バングラデシュ人民共和国

評価の背景：対象・目的

外務省は、外務省組織令と開発協力大綱に基づく ODA 評価のうち、政策やプログラム・レベルの評価の一環として国別評価を実施している。バングラデシュに対する近年の日本の援助政策や重点分野に基づく支援を評価することにより、今後の日本の対バングラデシュ援助政策の立案や実施のための提言や教訓を得ることを目的として、バングラデシュ国別評価を実施する。また、評価結果を公表し、国民への説明責任を果たす。

過去 5 年間（2018 ～ 2022 年度）の日本のバングラデシュに対する援助政策及び同政策に基づく支援を基本的な評価対象とする。具体的な評価対象案件については、外務省と調査チームが調整した結果、以下のように選定した。

すなわち、最新のバングラデシュの事業展開計画（2020）に記載された事業に加え、当該事業展開計画に記載されていない、「2018 年度の終了案件」及び「2021、2022 年度」に採択された案件を評価対象事業とする。さらに、評価期間や評価リソースの制約に鑑み、上記の評価対象事業のうち重要度の高いものを「主要事業」として抽出し、特にインプット・アウトプットやアウトカムの発現状況を詳細に確認した。

評価結果のまとめ

● 開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性

評価期間に実施された事業は、日本の上位政策（開発協力大綱と国別開発協力量針）、バングラデシュの展望計画と五か年計画に示された同国や国民の開発ニーズ、さらには、MDGs / SDGs ほか国際的な優先課題のいずれの視点から見ても整合性は非常に高い。また、実施機関や他ドナーへの聞き取りにより、実施事業における日本の比較優位性の高さも明確に確認された。

(評価結果：極めて高い)

(2) 結果の有効性

日本の ODA が主要ドナーの一つとしてバングラデシュの社会・経済発展に寄与していることには疑いがない。特にインフラ分野、電力及び運輸セクターでの貢献は大きい。また、人間開発分野では、教育・保健分野における日本の貢献度の高さがドナーへの聞き取りで確認された。事業展開計画に記載された他分野の事業の実績も押しなべて良好である。

評価項目別にみると、バングラデシュ支援におけるインプットは必要とされる分野に適切に投入されており、アウトプットもおおむね期待された成果が実現し適切であった。さらにアウトカム（各事業の目標）もおおむね期待した成果が実現している。

(評価結果：高い)

(3) プロセスの適切性

国別開発協力量針など援助政策は、相手国や関係者との豊富な意見交換を通じて策定されており、そのプロセスは適切である。政策実施プロセスも、相手国のニーズの把握度合い、事業レベルでの緻密なモニタリングの実施状況などからみて適切である。援助実施体制には特に問題がなく、他ドナー、国際機関、民間、NGO など多様な援助主体ともよくコミュニケーションを取り、連携が取れている。さらに、事業実施においても相手国の特徴・特性を踏まえた配慮・工夫がなされている。

(評価結果：高い)

(注) レーティング：

極めて高い／高い／一部課題がある／低い

● 外交の視点からの評価

(1) 外交的な重要性

日本の対バングラデシュ支援は、MDGs / SDGs との関連性が強く、国際社会においても重要性の高い支援である。日本の過去 50 年にわたる支援は、バングラデシュの発展に貢献しており、最大の二国間開発パートナーとしての評価を受け、二国間関係は極めて親密である。また、バングラデシュ政府のテロに対する厳しい姿勢は在留邦人の安全確保につながっており、近年実施されている日本の技術協力も両国民の安全に寄与している。

(2) 外交的な波及効果

日本の継続的なバングラデシュへの支援は、同国による国際社会における日本への支持や連帯という形で便益につながっている。また、各種事業の実施によるさまざまなレベルでの両国間の人材交流は、事業自体の成功とも相まってバングラデシュ国内での日本への親近感や友好的感情の醸成に寄与している。さらに同国に対する ODA 事業は、日本の平和・安全及び日本国民の安全確保に貢献し、日本経済への波及効果をもたらしている。

評価結果に基づく提言・教訓

<提言>

- (1) 低所得層がより厚く裨益し、全国民が受益可能な経済成長を加速するため、質の高い経済基盤の拡大・整備を継続するとともに、経済成長に伴う産業・雇用の高度化・多様化を支援する。
- (2) 中央省庁におけるコミットメントとオーナーシップの強化と地方への展開の基盤強化（システムと予算の手当て）により、中央レベルでの行政能力・システムの強化という成果を全国に普及させる。

- (3) より積極的に女性のエンパワーメントを通じたジェンダー格差の縮小に向けた貢献ができるよう、案件形成段階でジェンダー平等の達成に貢献する方向で活動内容を精査し、モニタリングを強化する。とりわけ、雇用やガバナンス分野における女性のエンパワーメントを強化する。
- (4) プログラムの評価の導入は有意義であり、かつ可能である。また、実際の評価にあたって、プログラムのスコープを日本の「事業展開計画」の協力プログラムに限定せず、各ドナーが参加するセクター・プログラムを取りあげることも効果的である。今後はプログラムの計画段階で分野ごとの ToC (Theory of Change) を作成し、当該分野における個々の案件の位置付けを確認し、指標を策定するなど、手法の更なる開発・発展が望まれる。

<教訓>

- (1) 質の高いインフラ建設と質の高い保守能力による施設の長寿化
- (2) 受益者が利用しやすい包括的な女性の経済的エンパワーメント支援
- (3) 都市部の道路と地方の道路の連結による相乗効果の発揮
- (4) 日本の NGO と JICA 事業の連携による相乗効果の発揮
- (5) 小規模農家への融資と技術指導による支援による農家収入の拡大



全国送電網整備事業：バングラデシュ全域における変電所及び送電線の新設・増設
(出典：JICA、ODA 見える化サイト)

エジプト国別評価 [\(評価報告書全文へのリンク\)](#)

評価者 (評価チーム)	評価主任：稲田 十一 専修大学経済学部教授 アドバイザー：九門 康之 国際通貨研究所客員研究員 コンサルタント：学校法人早稲田大学
評価対象期間	2018 年度～ 2022 年度
評価実施期間	2023 年 6 月～ 2024 年 2 月
現地調査国	エジプト

評価の背景・対象・目的

エジプトは、国際海運で極めて重要な位置を占めるスエズ運河を有する。アジア、アフリカ、欧州の結節点として地政学的要衝に位置し、中東・アフリカ地域全体の平和と安全のため、政治・経済面で重要な役割を果たしている。よって、海外との貿易、エネルギー確保が重要な日本にとって極めて重要なパートナー国である。

本評価は、2018～2022 年度の日本の対エジプト政府開発援助（ODA）政策及びそれに基づく支援を評価し、今後の日本の対エジプト ODA 政策の立案や実施のための提言や教訓を得るとともに、評価結果の公表を通じて、国民への説明責任を果たすことを主な目的とする。

評価結果のまとめ

● 開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性

検証項目 1：日本の上位政策との整合性

日本の対エジプト支援政策は国別援助計画（2008）で掲げた重点支援分野（持続的成長と雇用創出の実現、貧困削減と生活水準の向上、地域安定化の促進）、国別開発協力方針（2020）で掲げた重点支援分野（持続的経済成長の促進、社会的包摂の促進、教育・人材育成と地域協力の促進）のいずれも、基本方針である持続的な国家開発の基盤づくりを支援してきたという点で整合している。

検証項目 2：エジプトの開発政策・ニーズとの整合性

日本の対エジプト支援政策は、持続的開発戦略 2030（SDS2030）で掲げられた中長期の目標・重点政策、すなわち、環境、経済、社会の 3 重点分野と整合している。一方、民間セクターや貿易分野ないしガバナンス分野への協力支援は相対的に低い。日本の支援の重点分野は持続的な国家開発の基盤づくりを支援するという大目標であり、エジプト側の経済成長を中心とする開発ニーズに沿っている。

検証項目 3：国際的な優先課題との整合性・他ドナー支援との関連性

SDS2030 は持続可能な開発目標（SDGs）と対応しており、国際開発目標との整合性も認められる。実施機関が計画・経済開発省と協力して SDS2030 の策定やモニタリングを実施することにより政策ニーズの把握と対応がなされている。日本はエジプトで援助国会合ないし類似の会議体において在エジプト日本大使館経済班及び JICA エジプト事務所、JBIC ドバイ事務所から参加しており、経済協力開発機構（OECD）加盟国や一部の中東ドナー機関とも連携を図っている。

検証項目 4：日本の比較優位性

日本の機材の比較優位性は新興国の進出によって競争力を失っている。日本が優位性を持つ技術を円借款を通じて供与すると本邦技術活用条件（STEP）制度の円滑な実施を確保するため運用方法の改善が必要である。エジプト・日本教育パートナーシップ（EJEP）など日本独自の教育支援はエジプト側で高く評価されており、日本の比較優位性が発揮されているといえる。

(評価結果：高い)

(2) 結果の有効性

検証項目 1：重点分野における日本の支援実績（インプット）

日本の対エジプト支援は、支援金額の観点から大きな貢献をしている。

検証項目 2：開発課題ごとの日本の ODA 実績（アウトプット）

各開発課題は実現途上にありアウトプットが一部目に見える形で実現しつつある一方で、新型コロナウイルス感染症などの影響で遅延が生じ、効率性・持続性に一部課題が残る。

検証項目 3：重点分野に対する効果（アウトカム、インパクト）

一部効果が発現しているものの、大半の事業が継続中

であるため、アウトカム・インパクトについては確認できない。

（評価結果：一部課題がある）

（3）プロセスの適切性

検証項目 1：日本の対エジプト国別開発協力方針策定プロセスの適切性

日本の対エジプト ODA 政策は、おおむね適切なプロセスを経て策定された。

検証項目 2：日本の対エジプト ODA 実施プロセスの適切性

日本の対エジプト ODA の実施プロセスは、基本的な実施体制の整備・運営と、ニーズ把握、日本の対エジプト支援重点分野にもとづく個別案件の実施、モニタリング・評価、広報が適切に行われていた。

検証項目 3：日本の対エジプト ODA の実施における協調・連携

開発に関わる他アクターとの協調・連携が適切に行われていた。

（評価結果：高い）

（注）レーティング：
極めて高い／高い／一部課題がある／低い

● 外交の視点からの評価

（1）外交的な重要性

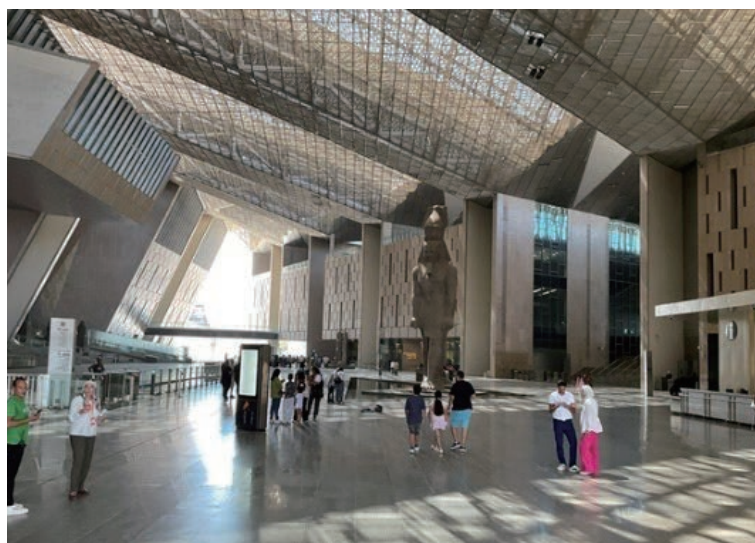
エジプトの地政学的重要性は国際社会にとって顕著である。アフリカ大陸北東部に位置しつつ、アフリカ、中東、欧州諸国を結ぶ要衝にある。また、幾度の戦争を経て、エジプトはアラブ世界とイスラエルの間で最初に平和条約を結んだ国であり、中東和平にとって重要な役割を担っている。加えて、不安定な国・地域に囲まれている中で、エジプトの安定は地域の安定にとって極めて重要である。

（2）外交的な波及効果

エジプト政府と日本政府の首脳レベルでの交流強化、日本のエジプトにおけるプレゼンスの強化、友好関係の促進には一定程度の効果をもたらした一方、両国の経済関係強化や民間企業の進出については一部課題が残る。

評価結果に基づく提言

- （1）日本の比較優位分野へ継続的支援を実施すること
- （2）情報公開のありかたへの工夫の必要性
- （3）債務持続性に関するリスク管理を引き続き行う必要性
- （4）OOF を含めたオールジャパン支援による日本企業の進出環境を整えること
- （5）STEP 制度が日本企業やカウンターパートにとって使いやすいように、運用上の柔軟性を高めるべき



大エジプト博物館（GEM）入口

難民及び難民受入れ国支援の評価 [\(評価報告書全文へのリンク\)](#)

評価者 (評価チーム)	評価主任：大野 泉 政策研究大学院大学教授 アドバイザー：大橋 正明 恵泉女学園大学名誉教授 コンサルタント：株式会社国際開発センター
評価対象期間	2015 年度～ 2022 年度
評価実施期間	2023 年 6 月～ 2024 年 2 月
現地調査国	ウガンダ、バングラデシュ

評価の背景・対象・目的

評価対象期間における日本の難民支援は、2011 年に策定された「我が国の人道支援方針」を基本として、同方針策定時には明記されなかった「人道と開発と平和の連携（HDP ネクサス）」の視点や、各種国際会議において表明してきた日本の難民支援方針に基づき実施されてきた。本評価は、これらの難民支援（国内避難民、受入れ国支援含む）に関する日本の援助政策及びそれに基づく協力を評価し、今後の難民支援関連政策の立案・実施にいかせる提言を示すことを目的とした。

評価結果のまとめ

● 開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性

本政策は、日本の上位政策である旧開発協力大綱（2015 年）や、現場のニーズ、持続可能な開発目標（SDGs）及び「難民に関するグローバル・コンパクト（GCR）」といった国際的な優先課題と整合している。難民受入れ国の政策において難民支援に制約がある場合、被援助国の政策との整合性に一部課題があるとも言えるが、その場合は被援助国政府に受け入れられる形で本政策の現実的な実施が図られている。また、本政策は国際機関、JICA、NGO を通じた多様な援助スキームの活用や人材育成・能力強化といった日本の優位性がいかされている。

(評価結果：高い)

(2) 結果の有効性

日本の難民支援は、評価対象期間中、国際会議で表明した主なインプットを達成している。インプットの量及びタイミング共に国際的に一定のプレゼンスを示しつつ、個別事業においてもおおむねアウトプットを達成しており、総体として難民の生命、尊厳、安全の確保と自立、受入れ社会や帰還先の社会安定化に貢献してきた。一方、国際社会全体としてみれば、拡大を続ける難民危機への投入は不足しており、また HDP ネクサスの「P（平和）」

への支援として、難民発生要因である紛争の解決や帰還に向けた支援も求められている。このためには、政治外交的な介入も必要である。

(評価結果：高い)

(3) プロセスの適切性

本政策の策定・実施プロセスは、おおむね適切であった。特に緊急支援において現地のニーズを的確に把握し、他ドナー間との調整メカニズムに基づき迅速に対応できる仕組みが構築されている。日本の多様な援助スキームは、HDP ネクサスの促進要因であり、多様な機関との連携などの工夫が確認された。一方、外務省本省では、難民支援を担当する部署が複数に分かれ、被援助国の難民支援全体を見据えた協議を行う機会が十分とはいえず、また、JICA や NGO の案件形成と、国際機関を通じた人道支援案件形成が別個になされている。難民支援において活用が多い補正予算による国際機関を通じた支援は、実施期間が短く、単独案件で HDP ネクサスを完結させることはできず、国際機関案件のモニタリング・情報公開が不十分であるなど、一部課題が確認された。

(評価結果：一部課題がある)

(注) レーティング：
極めて高い／高い／一部課題がある／低い

● 外交の視点からの評価

(1) 外交的な重要性

難民受入れ負担の分担が国際的に重視されている中、日本がこの責務を果たすことは外交的プレゼンスを高めるうえで重要である。加えて、難民支援は被援助国周辺地域の安定に資するものであり、アジア、中東、アフリカ等の地域の安定は、日本の外交政策である「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」推進に貢献し、日本のエネルギーの安定供給や日本企業による投資の保護にもつながる。

(2) 外交的な波及効果

本評価ではケーススタディ国における訪問先全てから日本の支援に対する感謝が聞かれ、在外公館アンケートにおいても 21 公館中 15 公館から、「日本のプレゼンスの向上、日本の立場への理解・支持」や「日本の好感度

向上、日本の平和と安全・繁栄、経済発展への還元等の波及効果」について具体的な理由と波及効果事例が寄せられた。例えば、ウガンダの国会において 2021 年に難民支援を含む日本の長年の協力への謝意決議が採択され、エチオピアでは日本の難民支援の対象州関係者と大使館の人脈構築や、日系企業の進出に際する好意的支援につながった等の波及効果が確認された。

評価結果に基づく提言

新フェーズを迎えた難民支援、HDP ネクサス、日本の特徴をいかした貢献を一層強化すべき

世界的な人道ニーズの増大や難民問題の長期化の中で、国際社会の責務が拡大する一方、難民対応地域における人道支援資金は減少傾向にあり、難民支援は新フェーズにきている。日本の強みである多様なスキームや開発支援をいかし、HDP ネクサスの強化に取り組むべき。

(1) 日本にとっての HDP ネクサスの明確化と、より戦略性をもった支援の実施

HDP ネクサスを実践するためには、目指すべき姿を明確化し、それを意識したスキームの選択や支援内容の策定が必要になる。将来的に人道支援方針を改定する際には、「切れ目のない支援」の更新・補足及び HDP ネクサスの意味を明記し、各国ごとにより具体的で戦略性をもった支援とすべき。事業展開計画や国別開発協力量針への反映、HDP ネクサスを意識した国際機関への補正予算提出、より実施期間が長いスキームへの接続、難民出身地における「平和 (P)」を意識した支援等が重要である。

(2) HDP ネクサスの強化に向けた、多様なアクター間の連携、及びそのための体制整備

戦略性のある HDP ネクサスの推進のために、外務省／大使館と JICA が、難民支援の全体像を踏まえた支援戦略を共に検討し、情報交換を行うための体制が現地、本省の両レベルで必要である。特に現地では、そのための担当ポストの設置がマルチ・バイ連携、NGO 連携促進のためにも望ましい。

(3) 迅速性、柔軟性ある制度運用

人道支援と開発支援の双方のスキームにおいて、基金化など早期拠出の工夫や、期間延長や支援内容の柔軟な変更、JICA 既存案件を通じた難民支援のための追加予算措置などの検討が望ましい。

(4) 生計向上支援の重視

多くの難民対応地域において、人道支援額の減少、食料支援削減は差し迫った課題である。日本は、長年の農業分野や職業訓練等の開発支援の経験をいかし、難民の生計向上、自立化に資する貢献をすべき。その際、難民を一様に捉えず、特に脆弱な人々たちへの配慮を十分に行うべき。

(5) 日本の難民支援の全体像、特に国際機関を通じた支援の「見える化」

ODA による難民支援に対する国民の理解促進に加え、民間資金を呼び込むうえでも、国際機関を通じた支援や他の協力との関係を含む、日本の取組の全体像を分かりやすく広報すべき。

(6) 難民支援・HDP ネクサスに関する人材育成と登用・配置

海外協力隊、国際機関、NGO 等で経験を積んだ人材のキャリア形成を支援し、難民支援担当ポストなどに登用すべき。日本の ODA 事業を通じて育成された現地人材のキャリア・アップも奨励すべき。

(7) 日本国内の難民受入れの継続・強化

第三国定住や、好事例である JICA 留学生受入れの拡大など、現在の制度を通じて、引き続き難民受入れを継続・強化しつつ、国内の難民受入れの在り方について関係省庁と検討を続けるべき。



NGO を通じた支援による女性支援センターの理容・美容トレーニング。難民・ホストコミュニティの女性が共に研修を受けている（ウガンダ）

「平成 26 年度対ヨルダン無償資金協力（地方産機材ノン・プロジェクト無償資金協力）」の評価

[（評価報告書全文へのリンク）](#)

評価者 （評価チーム）	評価主任：桑名 恵 近畿大学国際学部教授 コンサルタント：株式会社アンジェロセック
評価対象期間	平成 26（2014）年度
評価実施期間	2023 年 7 月～ 2024 年 2 月
現地調査国	ヨルダン

評価の背景・対象・目的

本評価は、外務省が実施した「平成 26 年度対ヨルダン無償資金協力（地方産機材ノン・プロジェクト無償資金協力）」（以下、「平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償」という）（供与額：10 億円）を対象にプロジェクトレベルの評価を行い、評価結果から今後の類似案件にも活用できる提言を得ること、また、国民への説明責任を果たすことを目的として実施された。

平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償は、東日本大震災の被災地を含む地方で生産される医療機材を供与することにより、多数のシリア難民の受入れなどに伴い増加したヨルダン政府の財政負担を軽減するとともに、これら日本の地方産医療機材に対する認知度の向上を図り、継続的な需要を創出し、地域経済の活性化及び被災地の復興に貢献することを目的に実施された。

評価結果のまとめ

(1) 計画の妥当性

シリア危機の影響を受け、ヨルダン政府は国家開発目標やシリア難民対応計画などにおいて、保健医療分野を重点分野の一つとして位置付けており、本案件はそれら計画において示されるニーズと合致している。また、日本政府は、平和と安定の確保のための中東地域への支援の一環として、日本の高度な医療技術を生かした協力を推進しているほか、対ヨルダン援助方針においては、保健医療分野の支援を含む「貧困削減・社会的格差の是正」を重点分野に位置づけていることから、本案件は日本政府の外交政策及び開発協力政策とも整合している。

さらに、東日本大震災から 3 年が経過した本案件実施当時、日本政府は、海外の成長市場の活力を取り込んだ日本経済の基盤の強化や官民連携による日本企業の海外展開を推進しており、本案件が日本の地方で生産された

機材を供与する地方産機材ノンプロ無償として採択されたことは妥当であったと言える。

本案件の計画段階においては、要請から交換公文（E／N）締結までの間に両国政府間で供与内容の変更が合意された。それら協議記録は残されておらず、具体的な変更経緯を確認することができなかったが、本案件の計画段階における業務は外務省の経済社会開発計画（旧ノン・プロジェクト無償資金協力（以下、「ノンプロ無償」という））の標準的実施体制に基づき、標準的業務フローに沿って遅延なく遂行された。

（評価結果：高い）

(2) 結果の有効性

本案件の実施・モニタリング段階においては、標準的業務フローに沿って問題なく業務が遂行され、資金供与は金額・時期ともに計画どおり実施された。政府間協議会において選定された要請機材は、日本の地方または東日本大震災の「特定被災区域」を主な製造地とする条件の下で、競争入札を経て調達された後、ヨルダン国内の 4 病院に納入された。そこでは、納入時の初期操作指導に加え、納入後も現地代理店による追加的なトレーニングが実施されるなど、機材の適切な使用と維持・保守管理のための主体的な取組が見られた。他方、現地報道は E／N 署名に関する内容にとどまっており、引渡し式の未実施に伴い機材納入に係る報道はされなかったところ、現地における日本の地方産機材のプロモーションには一部課題があったと言える。

本案件では、高度な維持・保守管理を必要とする一部の機材について最長 3 年間の保証期間が設定されたが、保証期間満了後もヨルダン保健省（MOH）の予算によって現地代理店との保守管理契約が更新されている。納入機材はいずれも現在に至るまで正常に稼働しており、特に低所得層の患者を受け入れる政府病院において日常的に使用されている。

（評価結果：高い）

(注) レーティング：
極めて高い／高い／一部課題がある／低い

評価結果に基づく提言

(1) 引渡し式の実施と効果的な広報活動

本案件では、E / N 締結に関して英語・アラビア語の両言語による現地報道がされたが、機材の引渡し式は実施されておらず、実施段階においては現地報道が一度も為されなかった。機材納入の完了は 2018 年であり、新型コロナウイルス感染症の流行以前であったことから、引渡し式の実施は可能であったと考えられる。

日本製機材のプロモーションや日本企業の海外展開を目的の一つとする経済社会開発計画（旧ノンプロ無償）においては、日本の支援に関する効果的な広報の実施が重要であり、その広報効果の発現を高めるためにも、引渡し式の確実な実施に向けた検討が為されることが望ましい。本案件のように複数回にわたって調達が行われる場合には、パッケージごとに引渡し式を実施することも考えられる。

(2) 文書記録の保存

本案件では、要請時点から E / N 締結までの間に支援内容の大幅な変更があったが、通常、E / N 締結以前の協議に関しては公文書の記録が必要とされておらず、電話やメールなどによる先方政府との日常的な意見交換の記録についても、一定期間を過ぎると破棄されることとなっている。そのため、本案件の内容に関する変更経緯や合意根拠についても、本評価調査を通じて確認できなかった。しかし、効果的な第三者評価を実施するためには、特に重大な決定や変更事項について、合意内容とその経緯を可能な限り文書として記録するとともに、その保存期間についても見直されることが望ましい。

加えて、PDCA サイクルに基づいて ODA を実施するに当たり、案件を通じて得られた成功点や改善点、反省点などを教訓として記録し、案件実施から数年が経過した後もそれらの追跡を可能にすることにより、後の案件実施にいかすことが重要である。



血管撮影装置、X線透視撮影装置

「平成 28 年度対ヨルダン無償資金協力（経済社会開発計画）」の評価 [（評価報告書全文へのリンク）](#)

評価者 （評価チーム）	評価主任：桑名 恵 近畿大学国際学部教授 コンサルタント：株式会社アンジェロセック
評価対象期間	平成 28（2016）年度
評価実施期間	2023 年 7 月～2024 年 2 月
現地調査国	ヨルダン

評価の背景・目的・対象

本評価は、外務省が実施した「平成 28 年度対ヨルダン無償資金協力（経済社会開発計画）」（以下、「平成 28 年度経済社会開発計画」という）（供与額：10 億円）を対象にプロジェクトレベルの評価を行い、評価結果から今後の類似案件にも活用できる提言を得ること、また、国民への説明責任を果たすことを目的として実施された。

平成 28 年度経済社会開発計画は、日本で製造された治安対策機材を供与することにより、治安対策分野における能力向上を図り、もってヨルダンの安定化のための支援を通じた同国の経済社会開発及び日本企業の海外展開の支援に寄与することを目的に実施された。

評価結果のまとめ

（1）計画の妥当性

本案件が実施された 2016 年は、ヨルダン国内におけるテロ事件発生件数が過去最多の年であり、同国内における治安対策への緊張が著しく高まった時期であった。シリアやイラクなどの周辺国における紛争やテロの脅威がヨルダンにも波及する中、同国政府は、憲法に基づく国家の安全保障を開発目標における重点分野の一つとし、国境治安対策の向上のための取組を強化した。かかる状況の下で計画された本案件は、治安対策に関するヨルダン政府の開発計画やニーズに整合している。

また、原油の 8 割以上を中東地域からの輸入に依存する日本は、同地域との経済面における協力に加え、安全保障を含む多層的な関係の構築を目指しており、中東和平に向けてヨルダンが穏健派として安定を維持していくよう支援することとしている。同国の平和と安定に資する支援として実施された本案件は、日本の中東外交及び対ヨルダン開発協力政策にも合致している。さらに、治安対策の強化が急務である当時の状況下において、機動性や迅速性を特徴とする経済社会開発計画を採択したこ

とは妥当であったと言える。

（評価結果：高い）

（2）結果の有効性

本案件の実施・モニタリング段階においては、標準的業務フローに沿って問題なく業務が遂行され、資金供与は金額・時期ともに計画どおり実施された。政府間協議会で要請機材が確定された後、競争入札によってシステム開発のための要件定義（R / D）策定業者が選定され、実施機関／エンドユーザーとの協議を経てシステム開発が行われた。その後、システム及び機材の納入業者との契約が締結され、対象サイトへの治安対策機材の納入が円滑に実施された。

本案件では、無償資金協力の標準的な業務フローに基づき 1 年間の保証期間が設定されたが、予算確保の問題から保証期間満了後の保守管理契約の更新は行われておらず、ハード面の機材の維持・保守管理は実施機関／エンドユーザーの技術チームが対応している。現在に至るまで大きな機材トラブルは発生しておらず、納入機材は対象の 3 サイトにおいて問題なく稼働している。これら機材の導入により、監視体制が強化されるとともに、担当官の業務効率が改善された。

治安対策の秘匿性に鑑み、本案件に関するいかなる情報も現地に報道されなかったが、本案件の契約業者の治安対策機材は、ヨルダンにおいてその品質の高さで広く認知されている。また、国境設備の一貫性を確保する観点から、本案件に続いて日本の ODA 事業を通じた国境検問所への治安対策機材の導入が継続的に実施されていることから、ヨルダンの治安対策分野における日本のプレゼンスは高く、重要な役割を果たしていると言える。

（評価結果：高い）

（注）レーティング：

極めて高い／高い／一部課題がある／低い

評価結果に基づく提言

(1) 維持・保守管理費の支援

本案件の納入機材は、年間に機材費の10～15%の維持・保守管理費用を要するところ、実施機関／エンドユーザーの予算の都合により、現地代理店との保守管理契約が更新されていない。機材そのものに関するハード面のトラブルには実施機関／エンドユーザーの技術チームによる対応が可能であるが、ソフト面の問題への対応には契約業者とのサポート契約が必要であると認識されている。

日本の ODA は、相手国の自助努力の促進を重視する側面を有する一方で、本案件のように相手国の財政負担の軽減を目的とする場合、1 年間の保証期間に限らず、一定程度の期間について維持・保守管理費用を無償資金協力の予算に含めることも検討の余地がある。

(2) 調達手続実施要領（ガイドライン）の見直し

経済社会開発計画における調達は、「ノン・プロジェクト無償資金協力に係る調達手続実施要領（ガイドライン）」（平成 17 年 9 月）に従って実施されるが、同ガイドラインが策定されてから既に 20 年近くが経過し、名称の変更なども生じていることから、ガイドラインを改訂の上、改めて関係者に周知する時期にあると考えられる。

（注）治安対策の秘匿性の観点から、本案件に関連する写真の公開は控える。

ODA に関するその他の評価

政策評価法に基づく評価

2002 年に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「政策評価法」という）が施行され、各府省庁は、その所掌にかかる政策について、自己評価を行うことが義務付けられています。

外務省では、政策評価法及び同施行令に基づき、経済協力政策全般の事後評価、未着手・未了案件の事後評価^{注1}、一定額を超える案件の事前評価^{注2}を行っています。

▶ 外務省ホームページ

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka05.html

注 1: 「未着手案件」とは、政策決定後 5 年を経過した時点で貸付契約が締結されていない、或いは貸付実行が開始されていない等の案件、「未了案件」とは、政策決定後 10 年を経過した時点で貸付実行が未了である等の案件を指す。

注 2: 交換公文（E/N）供与限度額 10 億円以上の無償資金協力プロジェクト、及び E/N 供与限度額 150 億円以上の有償資金協力プロジェクトについて事前評価を実施。

各省庁による評価

外務省以外の各府省庁も、所管する分野の政策立案、施策・事業実施に関して政策評価法などに基づく評価を行う中で、ODA に関する評価も実施しています。以下に各省庁の代表例を掲載します。詳細はリンク先の各府省庁のホームページを参照ください。

▶ 金融庁

新興国の金融当局者を対象とした研修事業（監督者セミナー）

https://www.fsa.go.jp/common/budget/kourituka/03_R5/03_R5.html

（令和 4 年度実施事業に関するレビューシート 事業番号 30 「新興国に対する技術協力に必要な経費」事業①（研修事業）参照

▶ 総務省

公的統計の体系的な整備・提供事業

https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku5/kizon/kizon_r5_7-3.html

（令和 4 年度の事業に係る行政事業レビューシート：「0180 国連アジア太平洋統計研修所運営事業」）

▶ 財務省

開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

https://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/mof/fy2023/evaluation3/index.html

（一括版の 236-255 ページ参照）（当該施策は非 ODA 事業を含む）

▶ 文部科学省

豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

https://www.mext.go.jp/a_menu/kouritsu/detail/block30_00123.htm

（令和 4 年度事業（令和 5 年度評価）に係る行政レビューシートの政策 13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進（0470 ～ 0503）参照）（当該施策は非 ODA 事業を含む）

▶ 厚生労働省

国際社会への参画・貢献

<https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html#hyouka>

（政策評価事前分析表参照）

▶ 農林水産省

総合的な食料安全保障の確立

https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r5/f/04_05f.html

（令和4年度の事業及び令和5年度に開始した事業に係る行政事業レビューシート：案件名「0078：国際機関を通じた農林水産業協力拠出金（うち農林業分野）」参照）（当該施策は非 ODA 事業を含む）

▶ 経済産業省

技術協力活用型・新興国市場開拓事業

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review2023/html/1-2saisyu.html

▶ 国土交通省

交通分野における国際協力の推進

https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_003141.html

（当該施策は非 ODA 事業を含む）

▶ 環境省

地球環境保全に関する国際連携・協力

<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html>

（政策評価事前分析表参照。当該評価案件は非 ODA 事業を含む）

▶ 国際協力機構（JICA）による評価

JICA は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力（JICA 所管分）の3つの援助スキームの個別事業の評価（協力金額の規模に応じた外部評価者による外部評価、在外事務所などによる内部評価）を行うとともに、地域、課題別、援助手法など、ある一定のテーマを設定した総合・横断的な評価、エビデンスに基づく事業実施のためのインパクト評価、事業効果の発現過程に焦点を当てたプロセスの分析などを実施しています。

評価に際しては、「学び」の観点から、事業のさらなる改善に向けた評価結果の活用を念頭に置くとともに、評価の客観性や透明性の確保、評価結果の公開など、「説明責任」の確保にも取り組んでいます。

▶ JICA ホームページ

事業評価

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

被援助国の評価能力向上・日本の ODA 理解促進に向けた取組**▶ 被援助国政府・機関などによる評価**

外務省では、毎年1件程度、被援助国側の評価能力を向上させること、ODA の管理改善と説明責任の確保、日本の ODA に対する被援助国側の理解の促進を目的として、保健、交通、防災分野などの開発プログラム評価案件を被援助国の政府・機関、民間コンサルタントや評価専門家などに依頼して評価を実施しています。

2023 年度は、インドにて「[インドのインフラ開発計画セクターに対する日本の有償資金協力の評価](#)」を実施しました。

▶ ODA 評価ワークショップ

外務省は、2001 年からアジア・大洋州諸国の政府関係者や専門家を招待して「[ODA 評価ワークショップ](#)」を開催しています。

ODA 評価ワークショップの目的は、ODA 評価の手法や課題についてアジア・大洋州地域における理解を増進し、特に途上国の評価能力を向上させること、途上国関係者自身の ODA 評価能力の向上を通じて、ドナー国側の援助効率化だけでなく、途上国側のオーナーシップ・透明性の向上や開発の効率化を目指すことにあります。2023 年度の「[第19回 ODA 評価ワークショップ](#)」は、2021 年度及び 2022 年度に引き続きオンラインで開催されました。

外務省 ODA 評価結果フォローアップ

外務省は、第三者評価から得られた提言について対応策を策定し、その実施状況の確認を行っています。

2023 年度提言への対応策

2023 年度に実施した 6 件の ODA 評価における提言への対応策は以下のとおりです。

タイ国別評価

提言 1：新興ドナーとなる中進国支援の新しい在り方を検討する。

タイ周辺国の社会課題解決に対し、タイとのこれまでの協力関係・経験を活かした支援をタイを介して行うことで、新興ドナーとしてのタイを後押しする。また、タイの外務省（TICA）やタイ周辺諸国経済開発協力機構（NEDA）との協働的な取組や、これらの機関の能力強化に貢献するような支援の在り方を検討する。

他方で、中進国となったタイが抱える少子高齢化、産業の高付加価値化、都市と地方の格差是正については、引き続き解決に向けて取り組み、この経験を周辺国への支援にも活用する。また、タイによるボランティア派遣の受入れ等を通じて、日本国内の課題解決にも還元する。

提言 2：広報の在り方を改善する。

外務省・JICA・現地 ODA タスクフォースが協力しながら、現地メディアを対象としたプレスツアーの実施、ウェブページやソーシャルメディア（Facebook、動画配信等）を通じた広報にこれまで努めているところであるが、効果的に日本の「顔が見える」広報の在り方について更に検討する。

また、多くの人が知り、興味を持つ効果的な広報をしていくために、発信者の選定についてインフルエンサーや社会的地位の高い人物に依頼するなどの工夫をする。現地のメディアとも協力しながら、日本だけでなく、現地での広報に努める。

提言 3：第三国研修のモニタリング評価を改善する。

今回の提言を踏まえ、タイとの間での第三国研修にかかるテーマ別評価の実施を検討中。これらの取組等を通じた情報発信に努める。

提言 4：タイへの今後の開発協力の方向性：より良いガバナンス実現に向けた支援を強化する。

タイにおいては、所得水準のみにとらわれず、地域全体の支援にも貢献する観点から、ガバナンス強化に資する公務員向けの研修を継続・強化する。

また、タイだけではなくメコン地域のより良いガバナンス実現に向け、タイや周辺国と協力しながら連携案件を検討する。他方で、タイや周辺国側の意向をしっかりと踏まえ、対等なパートナーとしての協力関係となるよう十分に留意する。

バングラデシュ国別評価

提言 1：低所得層がより厚く裨益し、全国民が受益可能な経済成長を加速するため、質の高い経済基盤の拡大・整備を継続するとともに、経済成長に伴う産業・雇用の高度化・多様化を支援する。

低所得層が裨益する形での全体的な経済成長の推進を念頭に、対バングラデシュ国別開発協力方針の重点分野に産業基盤強化（多角化・高付加価値化）、都市の機能強化・環境改善、社会脆弱性の克服等を盛り込むことを検討し、これらに資する支援策は各協力プログラムの中で、着実な支援の実行を推進していく。

提言 2：中央省庁におけるコミットメントとオーナーシップの強化と地方への展開の基盤強化（システムと予算の手当て）により、中央レベルでの行政能力・システムの強化という成果を全国に普及させる。

ガバナンス強化と行政手続きの透明性・効率性等向上のため、中央政府の能力強化を含めた地方自治体の行政能力強

化等の支援を行っている中、右提言内容も踏まえ、効果的な支援を展開する。

提言 3：より積極的に女性のエンパワメントを通じたジェンダー格差の縮小に向けた貢献ができるよう、案件形成段階でジェンダー平等の達成に貢献する方向で活動内容を精査し、モニタリングを強化する。とりわけ、雇用やガバナンス分野における女性のエンパワメントを強化する。

ジェンダー格差の縮小を含めジェンダー主流化の推進は分野横断的な取組として推進する。基本的には、事業のすべての段階（計画、実施、モニタリング・評価）で、ジェンダー主流化の視点を取り入れるべく検討する。また、過去の協力アセットの活用、分野横断課題に資する案件発掘等を積極的に推進していく。

提言 4：プログラムの評価の導入は有意義であり、かつ可能である。また、実際の評価にあたって、プログラムのスコアを日本の「事業展開計画」の協力プログラムに限定せず、各ドナーが参加するセクター・プログラムをとりあげることも効果的である。今後はプログラムの計画段階で分野ごとの ToC (Theory of Change) を作成し、当該分野における個々の案件の位置付けを確認し、指標を策定するなど、手法の更なる開発・発展が望まれる。

外務省「ODA 評価ハンドブック」において、本件バングラデシュ国別評価におけるプログラムの評価の事例を記載し、今後の外務省が実施する ODA 評価（第三者評価）において、評価可能かつ有意義な場合には、プログラムの評価の実施も推奨する。また、プログラムの評価のツールとして提案のあったセオリーオブチェンジ（TOC）に関する関係者の理解が深まるよう、教材や研修の検討等を通じた評価手法の更なる開発・発展に努める。

エジプト国別評価

提言 1：日本の比較優位分野へ継続的支援を実施すること

これまでの資機材供与、施設建設等のハード面の協力に加え、今後は運営・維持管理への関与、制度構築や人材育成を含めたソフト面での協力展開を検討する。また、共創の中で、新たに生じた社会的な価値や解決策も活用しつつ、十分な開発効果が得られるよう、引き続き日本の知見や強みを活かした協力実施を追求する。

具体的には、①日本式教育について、EJS（エジプト日本学校）及びエジプト一般校における「特活」の持続可能な形での更なる展開を支えるため、エジプト側の運営体制と人材育成への支援を通じて、「数」と「質」の両面での特活教育の充実を図る、②エジプトで一番の大学としての地位を築いた E-JUST（エジプト日本科学技術大学）を、アフリカ全体の科学技術のセンター・オブ・エクセレンス（Center of Excellence）として発展させるべく、科学技術イノベーション分野における日・アフリカ間の学術ネットワークの強化支援を図る、③大エジプト博物館（GEM）の開館後も、運営面と学術・遺跡修復の両面での GEM への支援を通じ、GEM が文化遺産・観光の拠点として円滑かつ持続的な運営を行われることを後押しし、また、遺跡修復にかかる知見の蓄積を第三国でも生かせるような支援の検討を行う。

提言 2：情報公開の在り方への工夫の必要性

外務省及び JICA の ODA ホームページやソーシャルメディア等を活用し、エジプトの円借款・無償資金協力・技術協力など、複数のスキーム間の案件の相互のつながりを意識し、一般国民にわかりやすい発信・広報に努める。なお、日エジプト開発協力 70 周年（2024 年）や今後見込まれる大エジプト博物館（GEM）の開館等、不断に機会を捉え、日エジプト開発協力の幅広い支援内容と併せて、エジプト国民及び日本国民への裨益、日本の開発協力に対する現地での好意的な評価などの諸点も、積極的に発信していく。

提言 3：債務持続性に関するリスク管理を引き続き行う必要性

円借款や OOF（ODA 以外の政府資金）の供与の検討においては、IMF 等によるエジプトの債務持続性の評価を含むエジプトのマクロ経済見通しや、現地大使館及び JICA からのエジプト国内の情報も勘案しつつ、引き続き日本政府（財務省、経済産業省、外務省）で連携の上、厳密な審査を実施する。

提言 4：OOF を含めたオールジャパン支援による日本企業の進出環境を整えること

現地日本企業やエジプト政府関係者、他国際ドナー等からの情報を引き続き活用しつつ、日本企業の進出の障害となるビジネス環境・制度改善の支援や、民間セクター開発に求められる支援のあり方をオールジャパンで検討する。

具体的には、今後も在エジプト日本大使館、JICA、JBIC、NEXI、JETRO、現地日本商工会（JBA）などを交え、エ

ジプト政府（投資庁、計画・経済開発・国際協力省）との大臣・長官等との協議を定期的実施し、引き続き投資環境整備の取組促進を図る。日本側関係機関間の連携をよりきめ細かく行い、日本企業のニーズの吸い上げに努め、ODA や OOF などの資金的協力の機会を活かし、日本企業にとっての投資環境改善に結びつけられるよう、働きかけに工夫する。

提言 5：円借款・本邦技術活用条件（STEP）制度が日本企業やカウンターパートにとって使いやすいように、運用上の柔軟性を高めるべき

我が国企業の優れた技術やノウハウを活用するという制度趣旨を踏まえつつ、更なる制度改善に向けていかなる対応が可能か検討する。

難民及び難民受入れ国支援の評価

提言 1：日本にとっての HDP ネクサス（人道・開発・平和の連携）の明確化と、より戦略性をもった支援の実施

今後、人道支援方針を改定する際には、日本が取り組む HDP ネクサスの方向性をより明確化する。また、難民を多く受け入れている国の国別開発協力方針が見直される際には、HDP ネクサスを念頭においた目標等を含めることが可能か検討し、戦略的に望ましいと判断される場合には含める。改訂された国別開発協力方針に HDP ネクサスが含まれる場合には、事業展開計画に HDP ネクサスを念頭においた案件があるかフォローするとともに、HDP ネクサスのマルチ・ステークホルダー・プレッジに参画している政府や機関に対して働きかけを行う。これらも踏まえ、引き続き、HDP ネクサスを意識した国際機関への拠出を検討する。

JICA においては、平和構築室が HDP ネクサスの規範作りや支援戦略の策定（例：KAERU モデルの深化や普及）をリードし、事業関係部や事務所との対話を強化し、現場での事業計画策定に繋げていく。本部レベルでは外務省緊急・人道支援課との意見交換や情報共有も定期的に行い、現場においては ODA タスクフォースを活性化し、国際機関への拠出と JICA 事業が相乗効果を出せる工夫を行っていく。なお、「平和（P）」については、今後、JICA における基礎調査などを通じ、難民出身国での事業と難民受入国での事業形成を戦略的に行うための方策を検討する予定。

提言 2：HDP ネクサスの強化に向けた、多様なアクター間の連携、及びそのための体制整備

外務省と JICA 本部には難民や HDP ネクサスを扱う部署が複数にまたがることから、関係者間で担当者を改めて認知することにより、多様なアクター間の連携やそのための体制整備を行う。また、第三国から難民を多く受け入れている国をアフリカから1、2か国選定し、該当国の在外公館や JICA 事務所において、難民関連案件の担当者を指名する。

JICA では、複数国における難民・避難民支援やネクサス推進にかかるアドバイザーの派遣を実施・予定しており、現地レベルでの連携強化に貢献することができる。

提言 3：迅速性、柔軟性ある制度運用

柔軟な拠出に向けて、国連の国別プール基金（CBPF）や中央緊急対応基金（CERF）といった基金の活用についても引き続き検討を行う。

NGO を通じた支援等において、期間、予算に係る提言を踏まえ、制度運用のあり方につき検討を重ねる。

なお JICA では、既存案件における難民・避難民対応に資する協力部分に各種スキームを活用することで、迅速かつ効果的に支援を展開できる事例がこれまでも確認されており、引き続き迅速な実施方法を検討していく。

提言 4：生計向上支援の重視

HDP ネクサスの観点を踏まえ、難民の生計向上支援や強靱性（レジリエンス）強化に貢献するような案件を検討する。JICA は、長期化する難民問題に対し、難民自身の能力向上や生計手段の確保の支援は受入れ側の負荷軽減に繋がり、出身国への帰還後の復興に資する人材ともなるため、生計向上支援は非常に重要な分野と考え、難民を含む裨益者を対象に稲作農家への技術普及を通じたコメの生産量増加支援を行ってきているが、今後も重点的に取り組む方針。

提言 5：日本の難民支援の全体像、特に国際機関を通じた支援の「見える化」

難民支援を行っている国際機関や日本の NGO、企業や地方自治体等と連携しつつ、日本の難民支援について広報するようにする。JICA では開発を通じた難民支援に関するパンフレット（日本語・英語）を作成しており、周知に努めるほか、民間企業や NGO との意見交換の機会も強化する。

提言 6：難民支援・HDP ネクサスに関する人材育成と登用・配置

JICA や外務省において、難民支援を担当するポストの人材募集がある際には、JICA や国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）などの国際機関、NGO などに広く募集を送るようにする。JICA では国連ボランティア（UNV）と連携し、UNV における海外協力隊の帰国隊員枠を確保しているが、近年難民・避難民支援分野のポストへの派遣を強化している。

提言 7：日本国内の難民受入れの継続・強化

将来的な第三国定住により受け入れる難民の人数や受入れ体制の在り方等については、難民対策連絡調整会議の下で検討が行われる。また、引き続き、シリア平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）を継続し丁寧な支援を行っていく。

平成 26 年度対ヨルダン無償資金協力（地方産機材ノン・プロジェクト無償資金協力）の評価**提言 1：引渡し式の実施と効果的な広報活動**

今後実施する経済社会開発計画（旧ノン・プロジェクト無償資金協力）案件のうち、複数回にわたって調達が行われるような案件については、供与対象となる団体・施設への納入などの段階ごとに複数回引渡し式を実施することを検討し、引渡し式の実施後には現地報道がなされるようにプレスリリースを発出するとともに、大使館のソーシャルメディアに式の様子を投稿するなど、広報効果を最大化することに努める。

提言 2：文書記録の保存

交換公文（E/N）締結以前の相手国政府との協議に関しては、公的な文書を交わすことはなく、公文書としての記録はないものの、今後の類似案件では、支援内容の大幅な変更等が生じた場合は、記録を残すように努める。また、事後評価の実施を念頭に当該文書の保存期間の見直しを検討する。事後フォローアップにおいて、大使館の所見・教訓にかかる記録の徹底に取り組む。

平成 28 年度対ヨルダン無償資金協力「経済社会開発計画」の評価**提言 1：維持・保守管理費の支援**

指摘の点について留意しつつ、今後の類似案件では、相手国のオーナーシップの確保を促すために、実施機関に対して、維持管理費用の確保を含めた体制構築に努めるよう促す。

提言 2：調達手続実施要領（ガイドライン）の見直し

調達手続実施要領（ガイドライン）については、更新するべく作業を行っている。

2022 年度提言への対応策の実施状況

2022 年度の第三者評価から得られた提言に対する対応策の実施状況（2024 年 5 月時点）は以下のとおりです。[\(2022 年度評価報告書へのリンク\)](#)

ラオス国別評価

提言 1：日本の援助事業の成果を外交力として活用するための広報の強化

大使館・JICA ラオス事務所からのホームページやソーシャルメディアにおける発信に加え、新聞・ラジオといった現地メディアや、現地メディアの持つソーシャルメディアが引き続き有効であるが、ラオスの現地メディアは公的媒体であり、バランスよく取材・掲載すべく調整が行われていると見受けられる。そのため、掲載頻度を増やせるよう引き続き積極的に機会を追求するだけでなく、大使館及び JICA 事務所においては、経済協力関係の行事には可能な限り日本側政府高官の出席を調整するとともに、大使及び大使館員・職員が挨拶の際にラオス語で直接語りかけるなど、行事参加者やメディア視聴者等にインパクトのある、より国民に受け入れ易い広報となるよう、質の向上に向けて工夫しながら取り組んでいる。予算の制約があるが、評価結果を参考にしつつ、一層効果的な広報を検討し取り組んでいく。

新たな現地広報活動には予算的な制約がある状況であるが、他方で実施中の経済協力案件（不発弾除去支援）で訪日研修を行う際に、日本のテクノロジーの導入をはじめとした取組について国際開発ジャーナルに記事にしてもらうなど、現地から日本国内における広報についても働きかけを行った。

外務省においては、ラオスに限らずこうした広報活動の手段としてプレスツアーや動画、バナー等作成スキームを有しているが、今後とも国内外における広報活動のさらなる充実に向けて検討していく。

また、JICA による国内広報については、事業の節目での広報に加え、事業概要のみならず、インタビュー等を通じて事業に従事する「人」や背景を含めたストーリーを伝えるよう留意した構成としている。また、2025 年が日・ラオス外交樹立 70 周年であるため、この機会を捉え、JICA 海外協力隊の活動を含め、これまでの事業と事業の効果が伝わるよう、Web ページやソーシャルメディアでの投稿、また、セミナー等を有機的に組み合わせた広報を行う予定。

提言 2：財政安定化に向けた知的支援の強化

財務省に対しては債務管理に関する助言を行う債務管理アドバイザーを派遣しているほか、歳入向上のための税務行政能力向上の助言を行う専門家を派遣し、計画投資省に対しては公共投資管理を強化するための技術協力を継続している。

ガバナンス及びマクロ経済に関する RTP (Round Table Process) においては引き続きメンバーとして参画しているほか、全体の開発の方向性を計画投資大臣の下で各ドナーとともに協議する RTIM (Round Table Implementation Meeting) においても積極的な関与を続けている。例えば、世界銀行やアジア開発銀行 (ADB) をはじめ他ドナーが一様に、たばこ・アルコール・贅沢品に課する税率アップや、付加価値税 (VAT) の税率アップなどを提案する中、我が国からはこれらの点も十分に重要と理解しつつも、他ドナーとは異なる側面から、公共投資管理（非効率な支出削減、優先度付けした歳出）の重要性を提起した。今後とも JICA を通じた財政安定化にかかる協力を実施予定であり、同協力にて派遣される専門家等の現地業務を通じた知見や見解を踏まえて、大使館及び JICA ラオス事務所から継続的に RTP に参画をしていく予定。債務管理アドバイザーを中心に、JICA ラオス事務所においても世界銀行、ADB、IMF やその他機関と個別に協議を行っており、同アドバイザーの活動の他、歳入面で財務や税関分野への協力を軸に各ドナーとの協議を行っている。引き続き他援助機関と協力・連携して財政安定化に向けた支援を強化する。

他方で、RTP におけるドナー会合の既存の枠組みと、ガバナンスやマクロ経済にかかるセクターワーキンググループ共同議長の取組を尊重しつつ、窓口役を新たに買って出るのではなく、メンバーとして積極的に役割を果たすこととしたい。（日本は保健、インフラ等他のセクター WG において調整役を担っている。）

提言 3：中国の援助との実質的な相乗効果を戦略的に追求

2024 年 3 月に公開した JICA 国別分析ペーパー (JCAP) の策定においては、ラオスの開発状況、ADB 等の主要ドナーの開発動向、これまでの我が国の取組を踏まえて、協力の方向性について分析を行った。JCAP の文書は以下に公開している。

https://www.jica.go.jp/overseas/laos/_icsFiles/afieldfile/2024/09/24/jcap_la.pdf

今後検討する次期国別開発協力方針においても、引き続き、この点について取扱いを考慮していく予定。

タジキスタン国別評価

提言 1：国際機関連携無償案件におけるモニタリングの強化

在タジキスタン大使館及び JICA タジキスタン事務所は実施中及び実施予定の国際機関連携案件の現状を整理した。現在実施中の案件については、国際機関から定期的に進捗状況にかかる報告を受けており、特段問題は発生していない。また、近年終了した大使館実施案件で、残余金があったものについては、外務省の担当課と協力し、手続きを完了した（平成 27 年度「ハトロン州国境安全強化計画（国連連携 / UNODC 実施）」、平成 28 年度「災害リスク軽減及び対応能力強化計画（UNDP 連携）」、令和 3 年度「気候に起因する災害への自然を基盤にした解決策を用いたコミュニティの回復力の強化（UNDP 連携）」）。さらには、これまで実施した大使館及び JICA の国境管理案件が多数あり混乱することがあったため、改修した施設等のマッピングを行った。

国際機関には、アウトカム・インパクトを意識した報告をするよう、随時伝えており、タジキスタンで実施されている国際機関連携無償案件については、四半期報告やステアリングコミッティでの公式な意見交換の他に、担当ベースでは情報共有を通じて案件監理に注意を払い、課題や問題意識の共有を図っている。

提言 2：保健分野における日本の案件と保健システム改革との相互補完性

JICA タジキスタン事務所は、保健社会保護省へ定期的に実施中案件の進捗を確認するなど緊密なモニタリングを行うことで、円滑な案件実施に不可欠な信頼関係の維持を図っている。

また、JICA タジキスタン事務所は、月例ドナー会合やドナー開催のセミナーに積極的に参加し、JICA 案件と戦略についてドナーへの情報提供を図っている。特に、プライマリーヘルスケア（PHC）分野には世界銀行、WHO、USAID 等複数ドナーが参画しており、JICA は「PHC の質の改善プロジェクト」の実施にあたり、他ドナーと意見交換し、支援対象施設を調整するなど等、ドナー全体で政府の保健システム改革に貢献するよう連携している。

トルコ国別評価

提言 1：防災関連協力の継続

復旧・復興に向けた協力として、（１）がれき処理や、医療機材・重機等の供与を目的とする総額 50 億円の無償資金協力の実施（うち 38 億円は実施に向けて準備中。）、（２）被災地の復旧・復興を支援するための 800 億円の円借款の供与、（３）これら資金協力と連携した、（ア）復興計画の策定支援、（イ）公共建築物の耐震補強技術支援、（ウ）がれき処理を含む震災廃棄物の管理能力強化支援など、我が国の知見を活かした技術協力を実施。

提言 2：気候変動対策関連の協力の強化

製鉄セクターの温室効果ガス削減やエネルギー効率向上に向けた技術協力（専門家派遣）を実施予定（事業実施期間：2024 年 4 月～2025 年 10 月）。また、廃棄物管理技術分野の国別研修を 2024 年度から 2025 年度に実施予定。

提言 3：人的交流（本邦研修）の促進

技術協力による本邦研修と帰国研修員同窓会によるセミナー等の活動を引き続き実施。その他、技術協力の実施機関である自治体連合を通じ、2023 年 2 月トルコ・シリア震災の被災地の市長を含む訪問団の受け入れを 2023 年 7 月に実施し、阪神淡路大震災の経験を共有した。関西センターからの防災分野研修のフォローアップ調査により帰国研修員とのネットワークの維持にも努めた。

提言 4：トルコとの三角協力プログラムの連携拡大・促進

2023 年 2 月にアゼルバイジャンを対象に下水道分野の第三国研修を実施（2024 年度も継続実施予定）。その他、2024 年秋、トルコ国際協力調整庁（TIKA）と連携し、アフガニスタン災害管理庁の行政官をトルコに招き、防災分野に係る第三国研修を実施予定。

提言 5：現地での広報活動の強化

大使館員のテレビでの発言、交換公文の署名式、大使の ODA 案件の実施後サイト訪問など各種 ODA 案件の節目にソーシャルメディアを活用した広報を実施しているほか、2023 年 2 月に発生したトルコ南東部地震に係る日本の支援をまとめ

た動画を作成し、震災1周年を契機にソーシャルメディアに投稿するなど、広報活動を継続・強化している。また、本年2024年は日トルコ外交関係樹立100周年であり、これまでのODAでの取組の理解を促す視察ツアー（プレスツアー）を実施予定。

提言6：開発協力量針の改定時期の再考

2023年11月にトルコの第12次開発計画が公表・施行されたことを踏まえ、2025年度に対トルコ共和国国別開発協力量針の改定を予定。

提言7：JICA現地事務所の専門性強化に向けた方針の検討

JICA本部インフラ技術業務部調達監理課の国際協力専門員の出張等、専門部署の確認等を経ながら円借款の調達の手続き等、専門性の高い分野の手続きを実施。また、ナショナルスタッフ（現地職員）の本邦出張の機会を捉えた研修やオンラインによる研修を実施。加えて、これらについてトルコ側にも周知しつつ、円滑なコミュニケーションを継続している。

平成28年度対キューバ無償資金協力「経済社会開発計画」の評価及び 平成29年度対キューバ無償資金協力「経済社会開発計画」の評価

提言1：交換部品の調達による機材の継続的な運用

キューバ政府に対しては、交換部品の調達に対して優先的な外貨配分をするよう、日本側から政府高官による働きかけを行っている。

キューバ政府における部品の調達の制約に鑑み、本事業の継続的な効果発現のために実施可能な方策について引き続き検討する。

提言2：廃棄物減量と新最終処分場の確保についての周辺国の経験を踏まえた検討

キューバ政府が課題別研修等を通じて得た同分野に係る知見を最大限活用するよう、日本側から政府高官による働きかけを行っている。

また、既に近隣諸国等においてJICAが実施中／実施済の廃棄物管理能力向上にかかる技術協力^{*}によって得た知見・経験をキューバで活用できるための方策を検討する。

※ロールモデルとなり得るプロジェクト

- ・カリブ地域海洋プラスチックごみ対策アドバイザー業務（2021-2024）
- ・エルサルバドル国地方自治体廃棄物総合管理プロジェクト（2005-2009）
- ・スリランカ国西部州における廃棄物管理計画（マスタープラン）策定支援プロジェクト（2019-2023）

提言3：キューバの国際収支をめぐる状況の改善に資する支援の検討

キューバの経済改革の重要な柱の一つである中小零細企業振興政策に対して、政策立案面での日本の知見、経験を共有する技術協力案件を進めている。

キューバの債務返済状況を注視しつつ、キューバの国際収支状況の改善を図る包括的な支援として何ができるかを引き続き検討する。

編集後記

人は誰でも間違えます。どれほど頑張っても失敗してしまうことがあります。この事実を素直に認め、現実から謙虚に学び、学びを未来へ繋げる。言うは易く行うは難し。

世界は狭くなり、人も物事も複雑に絡み合っています。課題は複雑化し、深刻になり、切迫しています。課題を取り巻く関係者はそれぞれの価値観を持ち事情を抱えています。利害がぶつかります。

課題を解決するには、お互いの価値観や事情を認め合い、衝突する利害を乗り越えなくてはなりません。乗り越えるには、人々を繋ぐ「橋」が必要です。

橋を作るために、まず、何が起きているか、どうなっているか、事実を特定する。次に、特定した事実に対して価値判断をする。

事実特定と価値判断は異なります。絡み合う課題を解きほぐすには二つの切り分けが不可欠です。混ぜたら危険。

現実には、事実を一つに結論出来ないこともあるでしょう。根拠を詰め切れず、あるいは価値判断と切り離しきれないかもしれません。しかし、事実を特定しようとする努力は橋を架けるための第一歩です。

事実を特定した後、価値判断も一筋縄ではいきません。「価値」判断ですから、一つの事実に対していくつもの結果があり得ます。10を目指して7を達成したら、達成した7と届かない3をどう考えるか。更に、改めて10を目指すか、7で十分とするか。答えを出すために共に呻吟する経験はお互いの理解を深めて橋を頑丈にします。

「対等に学びあう双方向の関係を築いていく姿勢は、我が国の開発協力の良き伝統である」、昨年改定された開発協力大綱の一節です。先人は橋を築いていらっしゃいました。

現実から謙虚に学び、学びを未来へ繋げる。それを愚直に繰り返すことで、自らを高め、周囲の信頼を勝ち取り、手を携える友を増やしていく。言うは易く行うは難し。

私たちが橋を架けるために試行錯誤したこの1年間の記録を謹んでお届けします。

大臣官房ODA評価室長
新井和久

関連ウェブサイト

- ▶ 外務省 / ODA ホームページ
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>
- ▶ 外務省 / ODA 評価
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html>
- ▶ 外務省 / ODA 評価ガイドライン・ハンドブック
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka/siryo_3_a.html
- ▶ 外務省 / ODA 評価報告書（第三者評価）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka01.html
- ▶ 外務省 / ODA 評価年次報告書
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka02.html
- ▶ 外務省 / 政策評価法評価
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka05.html
- ▶ 開発協力大綱
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou_202306.html
- ▶ 外務省 / 開発協力白書
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html>
- ▶ 外務省 / 国別開発協力方針
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_kakkoku.html
- ▶ 国際協力機構（JICA）/ 事業評価
<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>
- ▶ 経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）開発評価ネットワーク（英語）
<https://www.oecd.org/dac/evaluation/>
- ▶ 持続可能な開発（SDGs）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>
- ▶ 持続可能な開発（SDGs）のための 2030 アジェンダ
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000270935.pdf>
- ▶ 持続可能な開発（SDGs）推進本部
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/>

外務省

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 Tel：03-3580-3311（代）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/>

ODA評価

年次報告書 2024

外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan